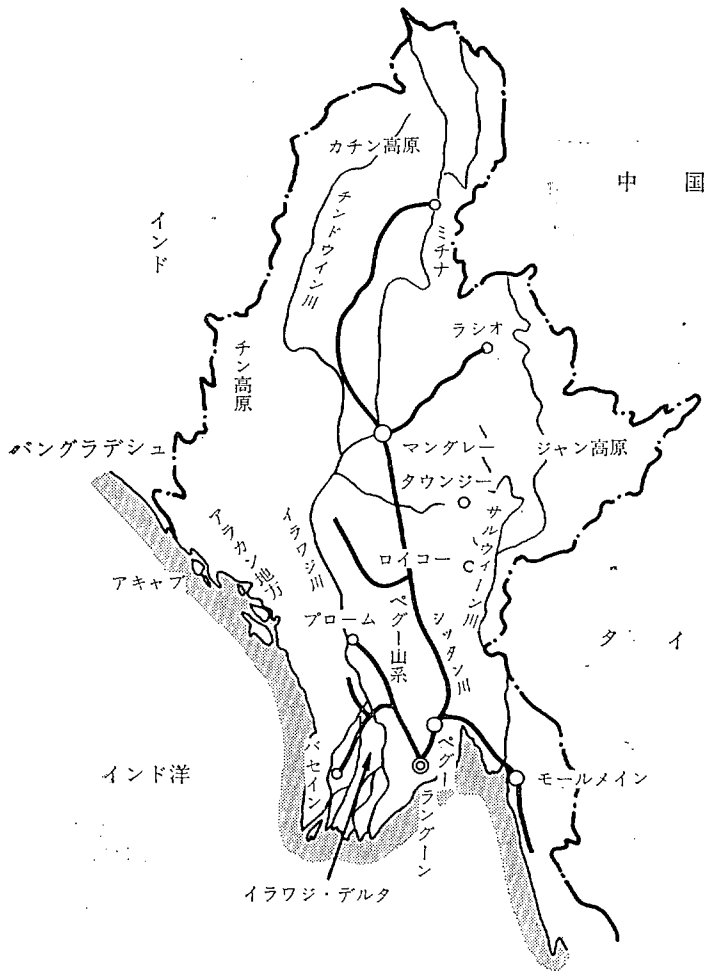


# ビルマ



## ビルマ共和国

面積	68万km <sup>2</sup>
人口	2887万人(1972年)
首都	ラングーン
言語	ビルマ語(ほかにカレン語, シャン語など)
宗教	仏教(ほかに回教, ヒンドウ教, キリスト教)
政体	共和制(軍事政権)
元首	ネ・ウィン革命評議会議長
通貨	チャット(1米ドル=5.3487チャット)
会計年度	10月~9月
度量衡	ヤード・ポンド法(ほかにバスケット=4.6ポンド) viss=3ポンド5.5オンス)

# 1972年のビルマ

## —深刻化する内戦、停滞する経済—

1972年のビルマは、近接するインドシナで戦乱終結への動きが具体化してきたのにひきくらべて、依然としてその内戦解決へのきっかけさえ見出しえぬままに年を送った。

ビルマ中央政権にとって、第二次大戦後の独立前後から最も重大な国内的課題となってきた“内戦”は、この年むしろ一段と深刻となったように見える。この深刻さは、第1には、1968～69年をピークとする政府軍の大攻勢で主力部隊に大きな傷手を被っていたビルマ共産党武装部隊が次第にその傷手から回復し、依然として政府軍の主敵でありつづけていること、第2に共産党と結ぶカレン族左派武装勢力がペグー山系周辺を中心にその攻撃を前年より活発化させていること、第3にカレン族右派、カチン族、シャン族、アラカン方面の諸勢力などの少数民族系反政府軍の活動が従来通りの勢力を保っていること、といったように、従来のビルマ内戦の主役達の活動を政府軍が制圧しえないでいることを基本的な原因としている。しかしこの年のビルマ内戦はもうひとつの目新しい要因のために前年以上に深刻となったといえる。すなわちウーヌー元首相に代表されてきた反ネ・ウィン政権グループの武装反抗の活発化がそれである。

いわゆるこのウーヌー派亡命者集団は、タイ国を基地に活動し、70年5月に彼らとカレン族右派、新モン国党との三派連合の反ネ・ウィン政権統一戦線の結成以来内外の注目をあびていたものである。しかしウーヌーらは70年当時独自の武装部隊は200人足らずしかもたず、軍事的にはネ・ウィン政権の重要な敵ではなかった。しかし71年には、彼らの武装部隊は4～500人程度に増大、2～300人の兵力をタイ国境からビルマ国内に浸入させ、カレン右派軍、新モン国党軍らと共同戦線を結成し、ネ・ウィン政権への直接武力反抗を開始し、政府にとり若干の脅威となるに至った。

72年、この亡命者集団の総兵力は、ビルマ政府の発表では約1,200人に達し、500人以上の兵力が、タイ国境から陸路で、さらに海上から船によって、などさまざまなルートと小グループに分散して、ビルマ中心部に浸入した。彼らは時には200人以上の兵力で政府軍に対する集団的戦闘を臨む一方、10人ほどの小グループに分かれて、ラングーン、ペグー、モールメインなどの町々に接近し、送電線、発電所といった重要施設への破壊工作を含むサボタージュを行ないはじめた。彼らはまたデルタにも侵入した。かくして72年、この亡命者集団の活動は、にわかに政府にとってもはや放置しえない脅威となった。

しかもこのウーヌーらの亡命者集団の活動とその勢力拡大は、ネ・ウィン政権にとって単に軍事的脅威の尺度によってのみ評価される以上の重大な脅威を感じさせるものであった。すなわちウーヌーらの勢力が1,200人に達する武装勢力を保有しうるに至ったという事実は、彼らの支持基盤が、ウーヌーの卒いていた旧ピードゥンズ（連合）党の場合と同様、ビルマの都市部に住む商工階級、官僚、知識人、中堅軍人からなるということ考慮を入れるとき、ネ・ウィン政権のヒザ元たるラングーンをはじめ、マンダレー、ペグー、モールメインといったビルマの中心都市において、反ネ・ウィン政府の立場に立つ人々が増大し、しかもその行動を具体的に政府にとり望ましくない形で過激な形で示しはじめたことを意味していた。したがってネ・ウィン政府はその基盤たる政府軍、官僚、知識人の間における反対派の勢力拡大を、このウーヌー派集団の活動強化のなかに認めざるをえないわけである。そしてこのことはネ・ウィン政府にとり、ひとつの衝撃であった。

さらに政府にとりこの不安を確認させるような動きが、この年いくつか起った。そのひとつは72年4月に起っている。すなわち4月7日早朝、首

都ラングーン上空にウーヌー派の飛行機が出現し、反ネ・ウィン政権宣伝ビラを投下したのである。しかもこのビラは主に政府軍兵士に対し亡命者集団への参加を呼びかけるものであった。そして現に71年後半から72年を通じて、かつてのウーヌー政権時代の与党ピードゥンズ党支持者を中心とする元政治家、官僚、旧政府軍兵士、さらに学生などが国境を越えタイ国側の亡命者基地に入り、その数は、ついに亡命者軍の数を1200人にもするほどのものとなったのである。そして72年8月に明らかになったところでは、ウーヌーとは一時政敵ともなったことのある戦後ビルマの著名な政治家、ウー・バ・スエ元首相もまた7月末頃に秘かにタイに入り、亡命者集団に加わったという。ウー・バ・スエはかの AFPFL 指導者の一人であり、社会党に属していた。したがって彼の亡命は、亡命者集団にさまざまな系統の旧政治家グループが結集しはじめていることを示している。

もちろんこのように反ネ・ウィン政権の立場に立つ亡命者集団の勢力拡大は、ビルマ経済が依然として苦境にあることに対する都市部住民の一般的不満の増大、軍政から排撃されつつけている旧政治家、元資本家層、旧上層官僚、知識人等の欲求不満の高まり、等々を背景としている。そしてこうした経済的、政治的不満は、それがネ・ウィン政権の基本的国内政策への不満と関連しているだけに、容易に消え去ることのないものであった。しかも物資不足、物価高という現実が、72年も改善されなかったことは、これらの不満の今後の一層の増大を予想させうるものであり、それゆえに政府にとって、亡命者グループと結びついた都市不満分子の動向は極めて警戒を要するものとなった。

もちろん政府は72年、こうした都市住民層の不満を押え、政府支持者を拡大するために、さまざまな対策を講じた。対策のひとつの部分は、いうまでもなく弾圧的なものであり、政府軍、治安機関は、都市内に入り、あるいはその周辺に接近した亡命者グループとそのシンパに対して徹底的な掃討作戦を展開、何人もの「手先」を捕えた。また警察は市民の住宅を戸別訪問し、不穏な動きの監視と情報の収集への努力を強化した。しかし政府の対策はこうした単なる弾圧的方策のみとど

まるものではなかった。

ネ・ウィン政権は70年、71年と軍政と大衆との距離を埋めるために、社会主義計画党の大衆の党への「変革」、労働者評議会、農民評議会の政治的発言力の強化、等々の諸対策を実行してきた。しかし71年段階でのこうした試みはまだ大した程度のものではなかった。

しかし1971年、ネ・ウィン政権は、恐らくウーヌーらの亡命者集団の活動拡大に対抗して、この軍政と民衆との距離を縮めるための対策を前年までとははるかに大きな程度に実行に移した。

4月7日に亡命者グループのビラがラングーンに飛行機で投下された直後の4月20日、ビルマ政府はその指導体制に若干の修正を行なった。すなわちこの日、ネ・ウィン将軍ら国軍高官21人が軍を退役、「民間人」となった。退役軍人にはほとんどの現役閣僚が含まれていた。そして同時に発表された新内閣は、民間人ネ・ウィンを首相とし、いまや民間人となった旧軍高官を主とするものとなった。現役軍人の入閣者は、サンユ将軍（副首相、国防相）ただ一人となった。すなわちネ・ウィン内閣はいまや軍人内閣とは形式上呼びえぬものとなったのである。これはいうまでもなく、軍政の「民主化」への第一弾であった。

同じ4月の22日、政府はかねてから立案してきた新憲法の第一次草案を発表した。これは、現在の軍政を、かのビルマ社会主義計画党の党独裁となる一院制議会政治によって置き替えることを骨子とするものである。そして政府はこの軍政から「民政」への移行を1974年3月頃に実現する予定であると説明した。計画党の党員が軍人より労働大衆を多数とするものとなっている現状では、この計画党の党独裁はやはり「形式上」軍政の廃止を意味することになるかもしれない。しかし計画党指導部が軍幹部、「旧」軍幹部で占められている以上、この民政化も、実質的には軍人の間接統治であることは間違いないであろう。とはいえこの新憲法草案の公布は、軍政の民主化努力をアピールする第2の努力であることはいうまでもない。また新憲法が、モン州、アラカン州の新設を認めたことは、ウーヌーらがモン族、アラカン諸族に同様の約束をしていることへの対策であろう。

軍政民主化への第3の対策は、これまで軍人と官僚に卒いられ、軍政の最も重要な地方行政と治安維持機関であった「治安行政委員会」について、中央から地方に至る同委員会のメンバーに、計画黨員、労働者評議員、農民評議員の参加を認めたことである。これは7月21日に発表され、8月に実施された。

軍政はこのほか、司法行政においても「人民裁判所」制度を発足させ、専門職の裁判官以外の地方住民内有識者を裁判官とする人民裁判所を設立し、刑事・民事裁判を行なわせるという大胆な実験を開始したり、また軍人・公務員給与の引上げというようなより人気取り的対策をも実行した。

このようにビルマ政府は、72年、亡命者グループの活動強化に刺激されて、これまでにみられたテンポよりかなり急速に、軍政と民衆との距離を縮めるための諸措置を実行に移したのである。しかし公務員給与引上げといった具体的対策はともかく、その他の諸政策が民衆をどの程度政権に近づけることになるかは、73年以降の事態の発展にかかっているわけであり、それも経済を中心とする国民の不満が改善されなければ、それほど著しい効果を上げうるとは考えられないといえよう。

一方ビルマ経済は72年を通じて、従来の停滞から結局脱出の契機を見出すことができなかつたようにみえる。

1972年度は政府の第1次4カ年計画の初年度であったが、農業生産額は前年比1.3%増、工業生産額は対前年比0.5%増と、いずれも計画目標を大幅に下回った。農業では米作が前年並み、豆類、綿花等も前年並みか微増にとどまり、一方落花生、ゴマという油脂作物の生産低下はビルマ家庭に必需品である食用油の価格を急上昇させ市民の不満の的となった。砂糖生産は若干増大したとみられる。

工業では、国営工業部門で前年比4.96%の生産増がみられたものの、私営部門は、ひきつづく原材料、機械部品不足による操業度低下を反映して、前年比2.48%の低下となった。しかし国営部門の生産増加は、国営企業の収益増加とは必ずしも結びつかず、国営企業からの国庫への収益納入額は停滞状態にあるとされている。

一方流通面では、国家による原材料、資本財等

の国内供給高は前年を上回ったが、各種政府経済機関が保有する完成品・原材料在庫は前年並みの22億チャットの巨額にとどまりつづけ、流通政策になお改善の余地のあることを示している。

国家による農産物を中心とする国内買付は、しかし、前年を下回った。これについては若干の説明を要する。

すなわち政府直営の各種公社を通じる農産物の買付け制度の諸欠陥については従来さまざまな指摘がなされていたが、政府は72年、経済運営の中心に協同組合をおくという最近の基本方針をも考慮してか、これまでの政府による農産物直接買付制度に重大な改編を加えることにした。改革の中心は米の政府直接買付制の廃止であった。

72年4月24日付商業省布告は、これまで第一商業公社が行なってきた米の買付けを、協同組合を中心として行なわせることを明らかにした。すなわち、その後の政府説明とあわせ検討すると、72年末の米収穫期から協同組合が中心となり、米の買付、貯蔵、精米、輸送、販売を行なうことになり、協同組合はまた農民に直接予約買付金を支払ったりすることになるわけであった。政府は第一商業公社を通じ輸出用米のみを協同組合から買い入れ、また協同組合に対し国立銀行より米の買付資金を融資するという限られた役割のみを演じることになった。

これはいうまでもなく、これまでの政府農業政策の重大な変更であり、はたしてこの大改革が成功するか否かは今後の重大問題といえる。もちろん政府はこうした措置によって、人件費の節約、米集荷、配給体制における官僚主義的統制のもつ諸欠陥等の是正を行なえるかもしれない。しかし米取引になれない協同組合に、ビルマ経済の中心部門の運営について、いわば「ゲタをあずける」ことは、やはり大きな冒険といえよう。そして現にこの改革発表後、米不足が都市住民を悩ますだろうとの見方や噂さが広まり、政府はその保有米で年末の収穫期まで十分都市住民を養うことができると説明して、この米不足の不安感の鎮静に努めねばならなかった。また政府が12月に、農民からの米買上げ基準価格を前年より大幅に引き上げると発表したことは、ヤミ商人の活動が拡大している農産物取引市場を考慮して、農民が協同組合

に米を売りやすくするための措置であると同時に、この米不足の可能性を政府がかなり恐れていたことをも意味していよう。

しかしいづれにせよ、このようなわけで、政府の農産物買付け、販売額は前年を下回ったのである。

さてビルマ政府の財政に重大な影響をもつ貿易については、輸出は69～70年度の5億7340万チャットに対し、71～71年度が5億9100万チャット、71～72年度前半は3億2000万チャット（70～71年度前半は4億1630万チャット）と停滞、あるいは低下きみであり、政府にとって依然として事態は深刻である。これは国内農業生産の停滞と輸出市場獲得がはかばかしくないこと、とを反映している。一方輸入は69～70年度の8億7100万チャットから、70～71年度は8億3300万チャットと横ばいであり、結局貿易収支は69～70年度の2億9760万チャットの赤字につづいて、70～71年度も2億4200万チャットの赤字、71～72年度前半は4200万チャットの赤字となった。

さてこうした貿易赤字の継続と、国内生産の停滞は、政府の外国への資金借入れ、援助依存をさらに増大させた。政府の対外負債は71年の8億9080万チャットから72年は11億3000万チャット（9月）にと増加した。この負債増は、72～73年度において、利子支払いだけで7000万チャットに達するほどのものであり、政府は利子返済のためにまた借金をせねばならないという悪循環に陥りかねないところにきている。

政府の経済的苦境は、政府予算赤字が70年度が2億2150万チャット、71年度が3億0290万チャット、72年度が3億2740万チャットと次第に増加し、73年度予算が当初から4億5000万チャットの赤字を見込まねばならないということにも明白にあらわれている。

政府赤字は、国防費の重圧、68年度の68万人か

ら72年は85万5000人に増加するに至った政府雇員者への人件費支払いの重圧に加えて、政府企業の政府への利益金納入が減少している、といった状況から由来しているが、この赤字予算の継続は、結局政府による中央銀行からの借入増大、したがって流通々貨の増発、物価高へとつながっていかざるをえない。すなわち流通々貨量は、70年度の19億8310万チャットから71年度は20億9320万チャット、72年度には23億8920万チャットと増大をつづけたのである。

以上のように、72年のビルマの経済は政府にとって、むしろ前年より悪化した形で推移した。そしてこのことは、ヤミ市場の依然たる存続、ヤミ商人の活動増大、さらに農産物取引などにおける仲買人の介入増大といった、政府にとって望ましくない経済現象の活発化をとまなうことを意味するだけに、「ビルマ社会主義への道」の達成は容易なことでないことをますます内外に示すものとなっている。しかもヤミ商人たちの力の増大は、それがかのウーヌーらの亡命者グループと何らかの接触をもつことを想定させる故に、政治的にも容易ならぬ事態といえよう。そしてこうした経済的苦境が、「協同組合」の活動によって解決されうるとの保証は、目下全くないとみておかねばならないであろう。

なお最後に1972年のビルマ外交は、従来の方針通り、全ての国々との友好を発展させるというものであり、資本主義諸国との関係強化と同時に、中国、ソ連、東欧など社会主義諸国との関係も促進された。中国、ソ連へは閣僚が訪問し、ハンガリーにネ・ウィン首相が訪れている。一方日本、西独、米国も援助活動を強化した。

ただ近隣外交では、ウーヌーらの活動強化をうけて、亡命者グループの事実上基地提供国となっているタイ国との関係が緊張していることが注目された。

## 重 要 日 誌

## 1 月

1日 ▶ラングーン：工業省は1965年経済社会主義化法にもとづき、ラングーンその他の町々の69の工場を国有化した。繊維工場7、食品工場45、化学工場8、金属工場3、機械工場1、その他5工場が国有化された。

2日 ▶ラングーン発：労働・工場法監督局は、12月31日までに全国に736の労働者福祉委員会を結成した。メンバーは27万9667人。

4日 ▶独立記念日。

13日 ▶ラングーン：ビルマ外務省は、ビルマ政府はバングラデシュを独立国として承認すると発表した。

15日 ▶Toungoo発1.16：当地東9マイルのDoetaung橋の警察派出所が、午前1時頃、Saw Tun AyeとSaw Tha Kyawに卒いられた約100人のカレン反政府兵に攻撃されたが、警察軍の反撃で1時間後に反政府軍は撤退した。

▶ラングーン：1971—72年度に全国で農村開発のために、1,615の事業に対し806万6456チャットが支出される。計画には、小学校623、施薬所37、貯水池34、井戸73、池75、橋295、道路131、ダム115、運河101、堤防27の建設が含まれている。

17日 ▶Pa-an：連邦記念日のための連邦旗リレーが開始され、今日ラングーンから当地に空路連邦旗が運ばれてきた。

18日 ▶ラングーン：昨年ビルマには1万3223人の観光客が訪れ、うち1万1192人が7日間の滞在ビザを十分に利用した。またアメリカ人が最も多く、次に日本人、ドイツ人、英人、オーストラリア人、スイス人、イタリア人の順となっている。

19日 ▶Toungoo：本県 Htantabin 郡 Zayatgyi の警察派出所が約100人の共産軍により早朝攻撃された。しかし警察軍の抵抗により協同組合店の物資などを奪って去った。子供3人が負傷した。

22日 ▶ラングーン：Thaung Kyi 中央農民評議会議長は、中央政治学校での農民問題研修コース終了式での演説で、過去5年間に7,454人の農民中核幹部が19の研修コースで訓練を終えたことを明らかにした。

また、現在232の郡区農民評議会、31の同組織委員会、1万0116の村落農民評議会が結成済みで、23郡にまだ郡区評議会や同組織委がない、と述べた。

25日 ▶ラングーン：西独政府代表団とビルマ政府は、

4500万ドイツ・マルクの西独資金援助を両国が合意する諸計画に可能な限り早く利用する旨の合意覚え書きに調印した。覚え書きは西独代表団長 Sohn 博士と Maung Lwin 副国家計画相の間で調印された。

覚え書きでは、また技術援助として、西独が①ビルマの工業計画のフィージビリティ調査費を支出すること、②工業技術訓練センター設立に援助すること、③Hermyingyi 鉱開発用と、Bawdwin 鉱改良テストのための外貨コストを負担すること、④2年間にわたり鉱物資源開発専門家の派遣を延長すること、が取り決められた。

▶ラングーン：7人の中国軽工業調査団、空路帰国の途に。彼等は12月27日に到着、ラングーンのほか、マンダレー、Nyaung-U など視察した。

## 2 月

1日 ▶ラングーン：日本・ビルマ航空協定調印。

10日 ▶ラングーン：第25回連邦記念日。式典がチャイカサン・ホールで開かれた。ラーハン大佐が開会演説を行ない、連邦諸民族の団結を強調した。次に Maung Aye 中佐が、諸民族の経済、文化的発展の方策について述べた「報告書」を提出した。この報告書について、18人の代議員が見解を発表した。

11日 ▶ラングーン：チャイカサンホールでは、連邦記念日式典が続行され、13人の代議員が発言、その後ラーハン大佐があいさつを行ない閉会した。

なお、ネ・ウィン議長は政府高官らを招き、連邦記念日夕食会を開いた。

また、リレーされていた連邦旗はこの日、ペゲーからラングーンに到着した。

12日 ▶ラングーン：チャイカサン広場で10万人以上の労働大衆が集まり、連邦記念日記念集會が開かれた。ネ・ウィン議長のメッセージが発表された。諸民族の平等、人間の搾取の廃止を基本とする新憲法の起草が全民族の参加にもとづいて進められていることが強調された。

また、ラーハン大佐が革命評議会を代表して記念演説を行なった。

16日 ▶ラングーン：マレーシアのラザク首相、ネ・ウィン議長の招きで非公式訪問のため到着。空港にはネ・ウィン議長らが出迎えた。

▶ラングーン：Maung Shwe 工業・労働相、日本親善工業展を訪問。

18日 ▶ラングーン：ネ・ウィン議長はラザク・マレーシア首相のために夕食会を開いた。

19日 ▶ラングーン：ラザク・マレーシア首相帰国。ネ・ウィン議長が見送った。

20日 ▶ラングーン発：インド軍の Paintal 准将とビルマの Hle Aung 大佐（調査局長）に卒いられたチームが、13日から19日までの間、ビルマ・インド国境の国境画定状況を視察した。

▶Mudon 発2.21：当地東の Kyaikmaraw 郡 Taungalay で、Saw Htoo と Maung Pe に卒いられた約100人の反政府兵が警察派出所を攻撃したが、1時間余の交戦後、死者1、負傷4を出し撤退した。警官1人が死亡、7人が負傷。

21日 ▶ラングーン：工業開発公社は、ジュート生産中心地の Bassein, Henzada, Myaungmya, Maubin の各県に織機100台のジュート工場を建設、ガニーバックを製造する計画であり、工場団地の選定が終了。ガニーバックは現在はラングーンの Okkyin で製造されている。

▶ラングーン：ビルマ宝石展へのパイヤーの第一陣として、中国からの3人の代表が到着した。

23日 ▶ラングーン：3月2日の革命評議会結成10周年を記念して、インsein、マンダレー、モールメイン、バseinその他の刑務所から264人の政治犯が釈放された。

政治犯の所属別内訳は次の通り。アラカン政治各組織=11人、労働者統一党=13人、人民進歩党4人、共産党=50人、赤旗共産党49人、学生44人、労働者21人、その他=11人。

うち著名なものは、共産党の Dallah Moota (U Tun Sein)、赤旗の Thakin Yan Chway、人民進歩党の Thakin Khin Aung、アラカン赤旗共産党の Bonbawk Tha Kyaw、共産党の Thakin Zin の妻 Daw Kyi Kyi、カレンの Mahn Ba Zan の妻 Daw Kyi Kyi らである。

▶ラングーン：新憲法起草委員会第3回会合開く。サンユ議長は開会演説で、この会合に同委員会の9つの小委員会で検討を終えた、新憲法の第1次草案が提出され、検討に委ねられる、と述べた。1次草案は15章202項からなる。

▶ラングーン：ソ連文化相 Ekaterina A Furtseva 夫人、バンコク経由到着。Thaung Dan 情報文化相らが出迎えた。

26日 ▶ラングーン：新憲法起草委：新憲法第1次草案を採択。

27日 ▶ラングーン：Myanma 石油公社沿海石油開発計画にもとづき、ガルフ石油会社の調査船、Gulf-rex が

ラングーン港に到着した。

この計画は1971年11月24日、アメリカ大使館が申し出たガルフ石油会社の技術援助計画にもとづくものであり、総経費は100万ドル。

▶Toungoo 発2.28：Htantabin 郡 Natywa の警察駐屯所が、Saw Bonny に卒いられた約100人のKNUP兵に攻撃されたが、2時間の交戦の後、KNUP兵は撤退した。

### 3月

1日 ▶ラングーン：インヤレーク・ホテルで第8回ビルマ宝石展開く。

2日 ▶ラングーン：「農民の日」大衆集会在チャイカサン広場で開かれ、10万人以上以上の労働大衆が集まった。

●ネ・ウィン議長のメッセージが Maung Shwe 大佐により代読された。メッセージは農民が農民評議会の強化と農業生産の向上に努力することをよびかけた。

●Thaung Kyi 大佐が革命評議会を代表して演説した。大佐は、農民が組織の強化、生産の向上、特に工業用作物の生産増強、新憲法起草などに積極的に貢献するよう呼びかけるとともに、現在農民評議会メンバーは600万人を越え、郡区農民評議会と同組織委が263、初級農民評議会が1万0116結成されていることを明らかにした。

▶Ela 発3.4：Pyinmana-Kyaukpadaung 線 Lewe 西6マイルの Kantha 駅が30人の女性と50人の男からなる反政府軍に攻撃され、駅が焼かれ、駅長宅、協同組合店などが掠奪された。

3日 ▶Akyab 発：政府軍第20ビルマ連隊は2月7日よりビルマ・インド国境の Paletwa 郡で、ミゾ反政府軍の掃討戦を開始し、Laungkadu, Pauktoowa, Ohnteewa, Phwelaikwa, Pakarwa, Mwelaikwa, Stinwa, Myitwa, Mawtalan, Shwelaikwa の各村々を解放した。ミゾ軍(約300人)は国境を越えて逃走したといわれる。

4日 ▶ラングーン：Maung Lwin 商業・協同組合相に卒いられたビルマ貿易使節団、英国に向け出発。使節団はEEC諸国も訪問する。

5日 ▶ラングーン：第8回宝石見本市終る。総売上げは、225万2511.50ドル(1204万4815.43K)。

6日 ▶ラングーン：新憲法起草委第4回会議。憲法第1次草案を討議。

10日 ▶ラングーン：日本の鈴木大使と Maung Lwin 副国家計画相は、日本が1973年6月までに、日本商品買付けのため、46億2000万円の借金を供与する旨の協定に調印した。返済期間は据置き7年を含む25年、金利年3%。



11日 ▶Pegu 県 Shwegyin 郡 Minlan-Thanzeik 村軍駐屯所が「コートレイ民族統一戦線」のゲリラ約350人に攻撃された。攻撃は11日午前3時頃から13時間つづき、ゲリラ側はM-16ライフル、M-79ロケット、無反動ライフルを使用した。約30余人の第57ビルマ連隊からの守備隊は交戦をつづけ、本隊が救援にきたため、ゲリラは撤兵した。政府兵2人、警官2人、子供1人が死亡した。ゲリラ側死者20名と推定されている。

▶Akyab 3.12発: Warbo 村で約100人の共産軍が政府軍小隊を攻撃、政府兵2人が戦死、4人が負傷した。

12日 ▶Pyu 発: Sittang 川西岸で13人の警察パトロールが共産党第4常勝中隊約50人に待伏せ攻撃を受け、警官2人が死亡、5人が共産軍に連れ去られた。共産兵はグリーンの制服を着ていた。

15日 ▶ラングーン: 革命評議会は本日付で、ビルマの行政機構の改正を発表、実施に移した。発表内容は要旨次の通り。

第1部: これまでの行政制度はほとんど英領時代のものを継承しており、わが国および各民族の利益に役立たなかった。このため国民の利益に奉仕し、社会民主主義の基礎となり、現在起草中のビルマ新憲法の規定に合致した行政機構の基礎を準備する必要がある。

このため革命評議会は新行政制度を実施し、新行政手続を規定する。

第2部: (a)政府各省は別記のように再組織する。(b)事務局(The Secretariat)は廃止され、関係閣僚がその権限をひきつぐ。

各省の権限は関係する新機構にひきつがれる。行政手続規則は全て新しく改訂される。

第3部: 各省の閣僚、副閣僚はその任務を継続する。新しい省は次の通り。

(旧)	(新)
革命評議会議長局および 閣僚評議会	→革命評議会議長局
	→首相局
外務省	外務省
国防省	国防省
司法省	司法省
内務省	} →内務・宗教省
民主化・地方行政省	
移民・国民登録省	
宗教省	} →社会福祉省
社会・福祉省	
救済・復興省	
情報省	情報省
文化省	文化省
教育省	教育省

保健省	保健省
労働省	労働省
農林省	} →農林省
土地国有化省	
鉱業省	鉱業省
工業省	工業省
公共事業・住宅省	→建設省
運輸・通信省	運輸・通信省
商業省	商業省
協同組合省	協同組合省
財務省	} →計画・財務省
国家計画省	

▶革命評議会は本日付で次の副閣僚を任命した。

- (1) U Aye Maung —文化省
- (2) U Aung Hmi —労働省
- (3) U Chit Maung —計画・財務省
- (4) U Tha Kyaw —運輸・通信省
- (5) Htin Kyaw 大佐 —建設省
- (6) Van Kulh 大佐 —社会福祉省
- (7) Chit-Khin 大佐 —内務・宗教省
- (8) Ye Goung 中佐 —農林省

なお、新制度によると、これまでの中央・管区・県・郡・村という制度は、中央・管区・郡・村に改められる。

▶ラングーン: Kyaw Soe 内務・宗教相、治療のため英国へ出発。

16日 ▶ラングーン: 社会主義計画党中央委員会第3回会議。ネ・ウィン議長が演説を行ない、憲法起草、経済問題、特に協同組合化などへの党員の積極的参加を要求するとともに、行政改革を契機として民衆が政府行政の運営に積極的に参加しうる条件ができたことを強調した。そして今後治安行政委に労働者、農民代表を加える方針を明らかにした。

おお、憲法第1次草案が討議のため会議に提出された。

17日 ▶ラングーン: 社会主義計画党中央委員会第3回会議、第2日: 新憲法草案を討議。

▶ラングーン: Mayangon 地区党支部執行委員会年次報告は、RTB タクシー部では部品不足で503台のMazda タクシーが運行を停止している、と指摘した。また地区内の住民は大部分月収100チャット以下で生活が苦しく、商業局商店や協同組合から受け取った品物を再販売しなければならなくなっている、しかし彼等をヤミ商人、社会主義の破壊者と呼ぶのは酷である、と述べている。さらに人々のヤミ市場への依存は強まりつつあり、状況は悪化していると警告している。

18日 ▶ラングーン: 社会主義計画党第3回会議、第3日。新憲法草案を討議。なお、ネ・ウィン議長はこの日

党中央委員のために夕食会を開いた。

▶ラングーン発：全国の301の第1商業公社の協同組合の米買付所は、2月末までに合計1億1000万バスケットの米を買付けた。

なお、イラワジ管区189カ所の米買付所では2月末までに、3660万バスケットの米を買付けている。

19日▶ラングーン：社会主義計画党第3回中央委員会、終了。ネ・ウィン議長が閉会演説を行ない、党員が新憲法草案を国民によく説明すること、また行政改革により党員が行政機構を監視する役割をもつことになったが、従来の官吏および民衆とよく協力しあうように、などを要望した。

▶ラングーン：全国の工場、事業所で284のJCC（合同協議委）が結成された。

20日▶ラングーン：ビルマ、バングラデシュ、大使級関係樹立で合意。

21日▶ラングーン：ビルマ・西独、技術協力協定調印。西独がラングーン工科大学に実験用機械設備を提供する。

23日▶ラングーン：ネ・ウィン議長は病気検診のため海外に出発した。革命評議会議長局長 Ko Ko 大佐、副内務・宗教相 Chit Khin 大佐が同行した。

25日▶ラングーン：ラーハン外相、インドネシア、マレーシアへの友好訪問に出発。

ジャカルタ：ラーハン外相到着。マリク外相らの出迎えを受けた。

26日▶ラングーン：Thamaing ホステルの学生達が午前1時頃インsein道りの Hlaing 警察署に押しかけ、放火し、大きな損害を与えた。

事件は前夜、ホステルの一学生が映画館から出たとき、6人の青年により刺されたことに端を発し、このため約600人の学生達が警察に行進し刺した6人の青年の引渡しを求めた。刺した6人はすでに逮捕され Insein 刑務所に入れられていたので、警察は引渡しを拒否、このため放火騒ぎとなった。

27日▶Kyaikmaraw 3.28: Kyainseikkyi 郡 Thanmaya 村の警察派出所が約400人の反政府軍に攻撃され、警官5人が負傷、ライフル17丁を奪われた。反政府兵3人が戦死した。

28日▶ジャカルタ：ラーハン外相、スハルト大統領を訪問。スハルト大統領は将来のビルマ訪問を約束した。なお、この夕、ラーハン外相はマリク外相らを招き夕食会を行なった。

▶Akyab 発：3月21日 Akyab 県 Zedipyin 郡 Kyanpaw Pauktaw 村でキャンプ中の Yin Hla Sein に卒倒された40人の共産兵に、アラカンの6つの回教系反政

府組織の連合軍300人が攻撃をしかけた。攻撃は5時間つづき、Hla Tun Baw に卒倒された50人の別の共産兵がキャンプ救援に到着したため、回教系軍は死者13人を出して撤兵した。共産兵1人が戦死した。

攻撃したのは、ムスリムの Zawfir グループ、Abdul Siddique グループ、Abdul Zawli グループ、アラカン解放党、Kyaw Zan Hree のアラカン共産党、および国境外から入ってきた亡命者グループである。なお3つのムスリム系グループと亡命者グループは3月13日 Mayu 山系で会合し、同盟を決めたが、これにアラカン解放党とアラカン共産党が加わった。

29日▶ジャカルタ：ラーハン外相、マリク外相会談。マリク外相は会談後、両国は今後相互の関係を強化していくことで合意した、と述べた。

なおラーハン外相はバリへ向かった。

30日▶ラングーン発：商務省は中央商業局（Central Trade）を商業局（Trade Department）と名称を変更した。しかし22の商業公社の名称は変更しない。

農林省は、ARDC（農業開発公社）と農業局を農業公社として合併させ、STB（国家林業局）を林業公社、人民真珠漁業局を人民真珠漁業公社と名称を変更した。

31日▶クアラルンプール：ラーハン外相、インドネシアから当地に到着。7日間滞在予定。

## 4 月

3日▶Kwala Lumpur: Hla Han 外相、ラザク首相を訪問。両国関係のほか、東南ア中立化問題、ニクソン北京訪問の東南アへの影響などが話し合われた。

4日▶ラングーン：商業・協同組合相 Maung Lwin 大佐に卒倒された通商使節団、ヨーロッパ訪問から帰国。

6日▶ラングーン発4.7: サンユ准将は4月6日中央軍区東ペゲー山系地区 Nyaunglebin 付近の軍前線陣地を視察した。Tin U 中央軍区司令官、軍情報局長 Tin U 中佐らが同行した。サンユ准将は前線陣地での演説で、ウーヌー派、共産党を激しく非難し、彼等が政府軍と民衆とを離間させるために行なっている宣伝に乗せられぬよう警告した。

▶ラングーン：ラーハン外相、インドネシア、マレーシア訪問より帰国。なお外相はクアラルンプールで質問に答え、ビルマはASEANに加入しないの方針を再確認した。

7日▶ラングーン上空で、午前1時45分頃、ウーヌー派反乱軍がチャーターした飛行機が、政府軍兵士に反乱軍参加を呼びかける宣伝ビラを投下した。同機はタイから飛来したと信じられている。

9日 ▶ラングーン：モーリシャスの Ramgoolam 首相、中国訪問の途中2日間の予定でビルマ訪問のため到着。

10日 ▶ラングーン：サンユ副首相はモーリシャス首相夫妻のために夕食会を開いた。

12日 ▶ラングーン：ネ・ウィン議長、海外での健康診断を終え帰国。

▶政治犯23人釈放。釈放者中には前共産党中央委員“Layhti” Ohn Maung らがいる。

14日 ▶ラングーン：1970年協同組合計画にもとづき、3月末までに1万745の協同組合が再組織された。このうち1万444が農協である。

16日 ▶ビルマ正月。

▶ラングーン：内務・宗教・司法相 Kyaw Soe 大佐、英国から帰国。

20日 ▶ラングーン：ビルマ政府、指導体制を再編成。

(1) ネ・ウィン将軍ら軍を退役。次の軍高官が4月20日付で退官した。

ネ・ウィン将軍、Sein Win 准将、Thaung Kyi 大佐、Maung Shwe 大佐、Kyaw Soe 大佐、Than Sein 大佐、Hla Han 大佐、Maung Lwin 大佐、Ko Ko 大佐、Maung Lwin 大佐、Aung Pe 大佐、Sein Mya 大佐、Hla Phone 大佐、Maung Maung Kha 大佐、Htin Kyaw 大佐、Chit Khin 大佐、Van Kulh 大佐、Tun Tin 大佐、Thein Aung 中佐、San Win 中佐、Ye Goung 中佐。以上21人。

(2) 次の任命と昇進が4月20日付でなされた。

国防軍（陸軍）副参謀長 San Yu 准将は国軍総参謀長および将軍に任命された。

中央軍区司令官 Tin U 大佐は、准将となり国防軍（陸軍）副参謀長に任命された。

(3) ビルマ政府は次のように再組織された。

U Ne Win～首相

San Yu 将軍～副首相・国防相

U Sein Win～建設相

U Thaung Kyi～農林相

U Shwe～工業・労働相

U Kyaw Soe～外務相

U Than Sein～運輸・通信相

Dr Hla Han～教育・保健相

Thaung Dan 准将～情報・文化・社会福祉相

Dr Maung Lwin～商業相

Thaung Tin 准将～鉱業相

Dr Maung Maung～司法相

U Ba Nyein～協同組合相

U Sein Mya～内務・宗教相

U Lwin～計画・財務省

なお次の副相が任命された。

Tin U 准将～副国防相

U Tun Tin～副協同組合相

22日 ▶ラングーン：新憲法第1次草案が新憲法起草委員書記局より発表された。

新憲法草案は16章210項目からなる。

新憲法第1次草案の内容は参考資料参照。

29日 ▶革命評議会議長はビルマ全国に1972年センサス法（1972年法律第3号）を公布、施行した。

この法律は政府がビルマ全土でセンサスを行なうために組織を結成し、また人員を雇用し、センサス調査を行なえることにしたものである。この法律ではセンサス調査員はいかなる建物にも入り、人々に質問を行なう権限をもち、人々は質問に必ず答えねばならないことになっている。

30日 ▶ラングーン：Kamayut および Hlaing 地区労働者評議会年次総会に対する地区執行委報告は、地区内の工場生産低下の原因について、それぞれ次のように述べている。

Kamayut 地区内では、ビスケット諸工場は年間生産目標150～185万チャットに対し、120万チャット分しか生産できなかったが、原因は原料不足ではなく、包装紙の不足であった。また小麦の供給は問題がなかったが、品質は古く、悪かった。

Union と Shwe Naga ボタン工場は原料不足のため閉鎖されたことになっているが、本当の原因は、第6商業公社が1000万ダース以上ものナイロンボタンの在庫をかかえていたことにあった。しかも民衆はヤミ市場で高値のタイ製ボタンを買わねばならない状況である。

また Hlaing 地区評議会の報告は、生産低下の原因として、原料不足、商業公社が完成品を消費者に速かに渡せないことからくる、商業公社からの製品への注文とぎれ、を指摘している。

▶Kanyutkwintwin: 約150人のカレン反政府兵がラングーン＝マンドラレー道路沿いのこの町に侵入、警察署を攻撃する一方、駅、精米工場、変電所に放火、市場、協同組合、銀行、宝石店などを掠奪して去った。民間人2人が死亡した。

## 5月

1日 ▶ラングーン：チャイカサン広場で労働者の日大集会が開かれ、10万人以上が集まった。

ネ・ウィン議長がメッセージを送り、新憲法の起草、経済建設への労働者の参加を強調した。

革命評議会を代表して U Shwe があいさつし、労働

者の団結、新憲法起草への労働者の参加、新行政制度の完成、経済計画の達成、協同組合制度の完成、反乱分子の掃への労働者の協力を要求した。

また労働者評議会は、261の郡区労働者評議会、2,662の初級評議会と150万人のメンバーをもっている、と述べた。

5日 ▶ラングーン：商業省は4月24日付で、米の買付け、貯蔵、精米、輸送、販売について次のような通達を出した。

通達によれば、多目的農業協同組合、農業生産協同組合、村落協同組合、消費者協同組合、初級協同組合グループ、郡区協同組合、郡区協同組合グループ、は協同組合局の計画にもとづき、次の事業を行なうことができる。

- (1) 農民からの米の買付け、および買付けた米の貯蔵、買付けた米と農民手持米の精米。
- (2) 政府あるいは他の協同組合への米の販売。
- (3) 国内における米の輸送。
- (4) 人間あるいは動物、あるいは工業用消費のための米の卸売り、あるいは小売。

こうした事業において、米の価格、手数料等は政府が決定する。

6日 ▶Myitkina: San Yu 将軍、約750人の人民代表に、新憲法草案を説明。

7日 ▶ラングーン：外務省は U Lwin 駐国連大使を駐米国大使に任命した。

9日 ▶Mandalay: 新憲法起草委員長 San Yu 将軍は当地市公会堂で、地域民衆代表に対し、憲法草案を説明した。

14日 ▶ラングーン：U Lwin 財務・計画相に卒いられた11人のビルマ代表团、中国政府の招きで中国訪問に出発。

15日 ▶ラングーン：人民警察軍長官に Ohn Kyi 大佐任命。

▶ペゲー：ペゲー郡区協同組合は5月16日から郡内の18の精米所の経営を行ない、また米取引に従事することになった。各精米所に米買付所がおかれる。なお郡内の21精米所のうち第1商業公社が3を経営する。なお郡区SACは今日郡内の4精米工場の閉鎖を命じた。

17日 ▶ラングーン：南 Okkalapa, Yankin, Thingangyun の労働事務所は、原料不足による工場閉鎖で失業した人々の数を調べている。

Thingangyun では223人の労働者をもつ7工場が、南 Okkalapa と Yankin では4工場(59人)が原料不足で閉鎖された。

18日 ▶Rathedaung: 共産軍とミゾ族との混成とみられる約200人の反政府軍が、この町を攻撃、倉庫などを

掠奪した。政府兵2人が戦死、4人が負傷した。

19日 ▶ラングーン：新憲法起草委員長サンユ将軍は、Yankin, 北 Okkalapa などの地区代表1,450人に新憲法草案を説明した。

▶ラングーン：ビルマ国営通信(NAB)と中国の新華社通信はニュース交換協定に調印した。

20日 ▶ラングーン発5.21: Kamayut 党支部組織報告は、左右の破壊分子による組織への攻撃に警告するとともに、Kamayut 地区には1万1444人の労働者(事務的、知的、肉体的)がいるが、うち3,320人が失業している、と述べた。

21日 ▶協同組合局は郡区協同組合が地方産品を工場から直接購入しうよう措置している。しかし協同組合局は、郡区協同組合が工場から商業局を通さず、消費者に販売するために現金で工場の在庫品のみを直接買付けるよう指示した。直接買付けの対象品目には、コーヒー、麵類、繊維、石けん、歯みがき、化粧品、エンジン、バッテリー、建設用材などとなっている。また対策となる工場や倉庫の場所と名前は、工場あるいは商業局か協同組合局に通知される。協同組合局は各郡区への商品割当て、価格などを決め、郡区協同組合に通知する。

▶ラングーン：バングラデシュ外相 Abdus Samad Azad 氏、3日間の予定で到着。Kyaw Soe 外相らが出迎えた。

23日 ▶ラングーン：バングラデシュの Abdus Samad Azad 外相、ネ・ウィン議長を訪問。

25日 ▶ラングーン：バングラデシュ外相帰国。ビルマ政府とバングラデシュ政府は、善隣友好、非同盟について合意した旨の共同声明を発表した。

26日 ▶東京発 AP: 新華社通信によれば、北京訪問中の U Lwin 財務・計画相らビルマ代表团は、李先念副首相ら中国側と会談した。

31日 ▶ラングーンの地区協同組合は、食用油の値上りを押えるため、ヤミ商人達と競争して落花生を上ビルマで買付け、16の搾油工場で生産を開始する予定である。しかし生産者の手元にはもう落花生はなく、このため値上りはつづく見込みである。なおラングーンの5月30日の食用油価格は、卸売 100viss=985 K, 小売 1 viss=12 K である。

## 6月

3日 ▶ラングーン：ネ・ウィン議長は、9時から10時20分まで開かれた会合で、科学者、政府役人、党幹部、軍区・師団司令官、ジャーナリスト達に対し、未開発天然資源の開発を促進するよう要望する演説を行なった。

▶ラングーン：The Working People's Daily による

と、最近の調査のなかで、現在政府各部局には25万人以上、公社には30万人、地方機関に2万人の職員が働いているが、このうち月給が350チャット以上のものは、1万1993人にすぎないという。

4日 ▶ラングーン：新憲法起草委派遣チームから憲法草案の説明を受けた人民代表が、今度はラングーン各地で一般大衆に新憲法草案の説明を開始した。

6日 ▶ラングーン：米作見通し。今年の米作付面積は1230万1758エーカーとみられ、うち1177万4152エーカーで収穫可能とみられる。エーカー当たり平均33.29バスケットの生産が見込まれるとすれば、総生産は3億9192万5120バスケットとなる。

このうち農民自家用米、損耗分1億6721万8820バスケットを差し引くと、市場には215万2235トンが出廻り、国内消費分105万トンを差し引くと、残りが輸出用となる。

7日 ▶ラングーン：U Lwin 財務・計画相に卒いられた経済使節団が、中国訪問から帰国した。

8日 ▶ラングーン：Maung Lwin 商業相に卒いられた経済使節団が、ソ連に向け出発した。

11日 ▶Zeyawaddy：Pyu 北4マイルの Zeyawaddy 駅に午前1時5分頃、Kya Shwe に卒いられた KNU 第3旅団兵50人が侵入、切符売上金311チャットを奪ったが、丁度到着した列車に乗っていた第105、第107ビルマ連隊兵と交戦した後逃亡した。

▶Tavoy：本県 Launglon 付近で農業融資支給チームの乗ったバスが地雷にふれ、警官など13人が死亡、6人が負傷した。

12日 ▶ラングーン：内務・宗教省は最近人民警察軍に指示し、警官が取り調べに際し、拷問を用いることを一切禁止するよう命じた。

▶モスクワ：Maung Lwin 商相に卒いられたビルマ経済使節団到着。

16日 ▶ラングーン：政府、29種の定期刊行物の発行停止。また漫画52紙の発行も停止した。

▶モスクワ発ロイター：ビルマ経済使節団はソ連と1973年度分の貿易協定を結んだ。

17日 ▶ラングーン発 *The Working People's Daily*：KNUP (カレン民族連盟党) 議長 Kaw Htoo (Saw Kyaw Mya Than) 将軍は、1972年4月27日夜、ペーグー山中で心臓病のため死亡した。

Saw Kyaw Mya Than は1917年 Yandoon 郡 Kyonyit 村で U Sein Po と Daw Pon Hmon の子として生れた。村の小学校で4年間学び、その後家庭教師から教育を受けた後、両親の農場で働いた。

1947年、彼は Saw Ba U Gyi の下で KNDO 軍の結

成に活躍した。1949年の反乱では、KNDO 軍を率い Yandoon 郡を席卷、KNDO 第1旅団長として Ahphyauk に本部を置いた。1951年に政府軍が Ahphyauk を奪回したとき、彼は第1旅団を率いペーグー山中に撤退した。

1954年に彼はデルタに帰り、その地方の KNDO 軍を指揮した。デルタで副参謀長を勤めた後、1956年ペーグー山の KNUP 本部に戻り、参謀長となった。

1966年には KNUP 中央委員会副議長に任命され、KNUP が KNUP と KNU Front に分裂した後、彼は1967年に KNUP 議長となり、1972年4月に至っていた。

19日 ▶モスクワ：Maung Lwin 商相に卒いられたビルマ経済使節団は7日間のソ連滞在を終え、ワルシャワに向け出発した。

22日 ▶ラングーン：ビルマ・西独、経済協力協定調印。この協定により西独は500万ドイツ・マルクの長期資金援助によりビルマの工業開発を援助する。

23日 ▶ラングーン：協同組合省は1972—73年度から郡区協同組合により米その他の作物を、買付け、加工、販売するための準備措置を発表した。

発表によれば、郡区協同組合は予備的措置として、5月16日から国内米取引の取扱いを開始した。この予備的措置は、第1商業公社の米配給業務を助けることと、来年より協同組合の責任となる国内米取引に協同組合関係者を習熟させるためになされている。

また発表は次の諸点を明らかにしている。

郡区協同組合は国内米取引に集中するのみならず、他の作物の買付、加工、保管、販売にも従事することになる。協同組合は全国で農民の余剰米を買い上げるために特別な注意を払わねばならない。米の買付け、精米、保管、配分は、協同組合の責任となる。また第一商業公社に対し、輸出用米を売却せねばならない。

1972—73年耕作期より、政府による農業融資配分を停止する計画がある。農業融資制度は、協同組合による農民からの収穫物の予約買付制度により取り替えられよう。農民はその収穫物の予約販売を協同組合と約束することにより、トラクター代、肥料代、殺虫剤代、農具代を含む耕作費をまかなうための現金支払いを受けることになる。これの細目は協同組合省で検討中である。

協同組合による国内米取引取扱い措置のなかには、協同組合が第1商業公社に輸出用に売る米の量、米生産地の協同組合による他の協同組合への米の販売、全ての農作物取引の取扱い、精米工場の買収あるいは借受け、あるいは経営、米の買付けについて郡区協同組合と初級協同組合との契約、米の買付けについての初級協同組合

と個々の農民との契約に対する前貸金の支払い、が含まれる。

なお政府は1971—72年の農業融資はすでに散布済みなので、協同組合は1972—73年産米は現金で買付けねばならない。

協同組合は農産物取引を行なうため、人民銀行から融資を受ける。協同組合の利益は、事業の拡張か、協同組合に米を売った農民に配分される。

27日 ▶ラングーン：管区、州、郡区、村区、地区レベルで人民裁判所が設立される。中央治安行政委が人民司法委員会を結成し、同委員会が有識者、人望家を選び人民裁判所を設立する。現在の裁判所はその案件をできるだけ人民裁判所に移管する。人民裁判所の控訴委員会も設置される。

28日 ▶ラングーン：ビルマ、タイ両国は26、27、28日の3日間、ラングーンで話し合いをもった結果、1969年8月15日に結ばれた両国の航空協定を改訂することで合意に達した。

なおタイ代表団は、Perm Limpisvasti 空軍元帥以下航空、通信、外交、陸運関係者からなっている。

29日 ▶Sandoway発7.1: Gwa 郡 Kalabyin の警察駐屯所が約100人の反政府兵に攻略され、警官3人とその妻1人が死亡、警官2人が負傷した。ライフル7丁、軽機関銃1丁などが奪われた。

30日 ▶ラングーン：U Chit Khin 副内務・宗教相は同時に中央治安行政委副議長に任命された。

U Ye Goung 副農林相は中央土地委員会議長に任命された。

## 7月

3日 ▶Pyu 発7.4: 第48ビルマ連隊分遣隊は、Toungoo 県 Htantabin 郡 Ye-U 地近くのビルマ共産党管区本部を攻撃、共産党県委員 Daw Tin Yi と部下3人を殺した。

4日 ▶ビルマ社会主義計画党は創立後10年を経過した。1971年4月30日までに、313の党支部が結成され、109万7359人の申請者のうち26万857人が党員となり、76万3133人が党シンパとして認められた。党が中核党より人民の党となってより、7万3369人が党員とみとめられた。うち2万316人の労働者、8,207人の農民が含まれている。

党の指導により、合計184の郡区労働者評議会、70の郡区労働者評議会組織委、227の郡区農民評議会、36の郡区農民評議会組織委員会が結成された。

また中央計画党青年連盟組織委員会、および73の郡区組織委員会が結成された。

▶ラングーン：ラングーン管区経済委員会は管内の協同組合に対し、毎月1人当たり4 pyis と4カン（ミルクかん）の割合で米を消費者に配給するよう指示した。

このため経済委員会は商業公社に対し、7月9日までに首都の29カ郡区協同組合に対し1万8000トン（25万2000袋）の米を配分するよう指示した。協同組合は手持米を加えて、この4 pyis と4カンの配給を実行する。

6日 ▶Insein, Moulmein, Mandalay の刑務所から72人の政治犯が釈放された。このうち24人がウーヌー派関係者、4人が KIA、12人が赤旗共産党、23人がビルマ共産党関係者となっている。

▶Tharrawaddy 発：第53ビルマ連隊は Okpo 東方 Winthayet 村付近の KNUP キャンプを攻撃、“中隊長” Bo Gyaung Win 他1人を殺した。KNUP ベグー山管区議長 Saw Kyar Chit は逃走した。

7日 ▶ラングーン：中央人民労働者評議会執行委員会は、郡区人民労働者評議会と同組織委員会に対し、新行政制度の下で経済、社会組織に奉仕する人民代表を、労働者評議会の執行委員クラスから選出するよう指示した。

10日 ▶ラングーン：ネ・ウィン議長は、ハンガリー政府の招きで、同国への親善訪問に出発した。

11日 ▶Pa-an 発7.12: 本県 Myainggalay 副郡区 Wutkyi 警察駐屯所が、午前1時45分約70人の KNDO 兵 (Shwe Pu 指揮) に攻撃されたが、警官隊の反撃で1時間後に撤退した。この間協同組合店が掠奪された。

12日 ▶ラングーン：7月1日付で中央行政治安委員会のメンバー変更が行なわれた。議長には U Sein Mya 内務・宗教相、書記は U Chit Khin 副内務・宗教相である。76人のメンバーのうち、11人は政府任命、11人が党本部代表、12人が中央労働者評議会代表、14人が中央農民評議会代表である。残りの通常メンバーは、軍、政府、各州高官からなっている。

13日 ▶ブダペスト：ネ・ウィン議長、ハンガリー訪問。本日特別列車でブダペストに到着、ハンガリー政府首脳と会見。

▶ラングーン：中央治安行政委員会傘下の各種の委員会が7月1日付で再構成された。各委員会の議長は次の通り。

司法委員会～副司法相、あるいは最高裁長官。

治安委員会～U Sein 内務・宗教相。

行政委員会～ 同上。

経済委員会～U Chit Moung 副財務・計画相。

社会福祉委員会～U Van Kulh 副社会福祉相。

土地委員会～U Ye Goung 副農林相。

16日 ▶ラングーン発：1970年度協同組合計画にもとづき、5月末までに全国で3587の協同組合が結成された。

地域別では、Sagaing 管区 (268), Mandalay 管区 (583), Magwe 管区 (196), Pegu 管区 (492), Arakan 管区 (143), Irrawaddy 管区 (430), Tenasserim 管区 (233), Chin 特別区 (30), カチン州 (116), シャン州 (180), カヤ州 (25), コートレイ (34), ラングーン管区 (857) となっている。

形態別では、消費者組合が1,982, 農業生産者組合が38, 村落協同組合が52, 工業生産者組合が319, 信用組合が945, 郡区協組が249となっている。

17日 ▶ラングーン：中国、ビルマ経済技術協力協定にもとづき、ビルマの水力発電開発を援助するため、中国から水力発電調査団が到着した。

19日 ▶ブダペスト：ネ・ウィン議長、ハンガリー訪問を終了。なお相互の内政不干渉を強調する共同声明が発表された。

▶ラングーン：Maung Lwin 商業相らビルマ経済使節団、ソ連・東欧訪問から帰国。

21日 ▶ラングーン：14の管区および州治安行政委員会が再組織された。また7月20日付で県治安行政委員会が解散させられた。各管区、州治安行政委員会メンバーには、党、労働者評議会、農民評議会の代表が参加することになった。なお各管区、州治安行政委員会議長は次の通り。

カチン州～Phaw Yu Gar 中佐, カヤ州～U Hla Khaing, コートレイ州～Mahn San Myat Shwe, チン特別区～Khen Za Mung 大佐, ザガイン管区～Tin Maung 中佐(空軍), テナセリム第1管区～Ohn Kyaw 大佐, 同第2管区～Kyaw Win 大佐, ベグー管区～Hla Shwe 中佐, Magwe 管区～Thein Nyun 中佐, マンダレー管区～Tin Thein 大佐, アラカン管区～Tin Shwe 中佐, ラングーン管区～U Min Nyi, シャン州～Soe Hlaing 大佐, イラワジ管区～Chit Hlaing 司令官。

▶ワシントン：U Lwin 新駐米大使、ニクソン大統領に信任状提出。ニクソン大統領は同大使に対し、ビルマの非同盟政策への支持、および麻葉取締りへの協力継続を表明した。

22日 ▶ラングーン：ビルマ政府は、1973年のセンサス業務の中心実施機関として、中央センサス委員会を設立、同委員会の業務を全て中央治安行政委員会に委託した。

29日 ▶ラングーン：1971年9月21日付国家計画省通達153号で設立された、各段階の経済計画達成委員会は解散させられ、その業務は各段階の治安行政委員会にひき

つがれることになった。

## 8 月

1日 ▶ラングーン：内務・宗教省は、これまで移民、国民登録、センサス省により行なわれてきた移民、国民登録、センサス業務は職員も含めて、各段階の治安行政委員会にひきつがれると発表した。

▶ラングーン：林業局は全国の保護林内で無断に耕作を行なっている農民に対し、必要と認められる場合には許可証を出して、耕作をつづけさせることにした。なお現在保護林内の約9万エーカーの土地を、3万6780人の農民とその家族が耕作している。

また無断耕作地のうち6万1333エーカーがデルタにある。

3日 ▶バンコク発 UPI：プラパート陸軍大將は、タイ政府は先週ビルマからタイ国境地方に逃亡したビルマのウ・バ・スエ元首相に対し、同地からバンコクに亡命するよう求める、と述べた。

4日 ▶ラングーン発 WPD：ビルマ共産党内の粛清で最近、デルタ管区委員 Bo Thaw らが殺された。

Bo Thaw らデルタ管区兵9人は、72年6月2日、党管区委員会書記 Bo Aung Pe により逮捕され、“Nga Thaw” グループの裏切者として、7月16日処刑された。

Bo Thaw (51) は Henzada 高校に学び、1939年学生ストに参加、ビルマ独立軍、ビルマ国防軍に参加、1948年に地下に入った。地下で PVO Henzada 地区リーダーとなり、1950年共産党と同盟した、“革命的 PVO” デルタ地区責任者となった。1954年に“革命的 PVO” が共産党と合体した後、共産党デルタ管区委員となった。

彼は1968年以来、党管区軍事指導者 Bo Aung Pe と対立していた。

6日 ▶ラングーン：中央治安行政委員会は、最近再編成された管区、州治安行政委員会、郡区治安行政委員会、および各段階の司法委員会は、1972年8月7日より、司法、行政上の権限を与えられるとの通達を發した。なお管区、州治安行政委員会は7月20日に、郡区治安行政委員会は8月1日に再編成された。

7日 ▶ラングーン：内務・宗教省の通達によれば、新人民裁判所制度のもとで、州・管区レベル、郡区レベル、町区・村区レベルの三段階に人民裁判所が設立される。

町区・村区裁判所は地区司法委員会により選ばれたメンバーをもち、二級と三級の裁判長の権限をもち、地区内の事件を裁判する。より重大な事件は、郡区あるいは管区(州)裁判所で、郡区あるいは管区(州)司法委に

より選ばれたメンバーにより裁判される。各裁判所は最少3人のメンバーをもつ。

各段階の人民裁判所の設立は本日よりはじめられる。裁判所メンバーは司法委員会により、労働者、農民、国産製品業者、機械技術者、運転手、およびその他の職業の人々から選ばれる。9つの州と管区裁判所、88の郡区裁判所設立は本日より開始される。

町区・村区裁判所の設立はその後に開始される。

町区・村区裁判所のメンバーは15人、郡区は30人である。州・管区裁判所は各郡を代表する6人のメンバーからなる。

▶ラングーン：U Sein Mya 内務・宗教相は、ラングーン管区治安行政委の会合で演説し、“本日より治安行政委員会は行政・司法上の権限を与えられた。これは社会主義民主主義行政機構の開始の画期となろう”と述べた。

▶ラングーン：最近の数字では、農民評議会メンバーは600万人を上回った。

8日ラングーン：工業省は新行政制度により、傘下の部局、公社の再編成を行なった。また7月18日付通達で、再編成された次の公社のための委員会を結成した。再編成された公社は、工業計画第1公社、同第2公社、電力公社、重工業公社、製紙公社、化学工業公社、石油化学公社、繊維工業公社、食糧工業公社、一般産業公社、金属工業公社、陶業公社、製菓公社、家内工業公社、地方工業調整局、である。

9日▶ラングーン：最近地下に入り、ビルマ共産軍に加わっていた3人の元大学生が政府軍に投降、記者会見で、共産党本部には2つの派からなる50人がおり、また特別な戦闘部隊は約260人である、と述べた。

14日▶ラングーン：Hlaing 地区労働者評議会の報告によれば、1971—72会計年度、経済計画対象の同地区内の工場は、なおも原材料不足と完成品の在庫に悩まされている。

報告書はまた、計画が労働者の意見を聞かず、国営工場経営者と商業公社の間だけで決められていることに不満を訴えている。合同経営委員会と経済計画達成委員会は、これまで発言する機会がなかった。このことは、監督委員会傘下の私企業でも同様である。

▶ラングーン発 WPD：共産軍第4常勝中隊司令官 Bo Lwin は、8月1日夜、Pyu と Zeyawaddy 間で橋に地雷を仕掛けている際、接近し、脱線した装甲列車と交戦中、背後からきた銃弾に当り戦死した。これは8月10日に投降した第4中隊兵により明らかにされた。

Bo Lwin は Bogale 郡 Kanigy 村の農民の子で、45歳であった。1948年に地下に入り、ペーグー県で共産軍に

参加した。1950—51年には Pyinmana 郡で、下ビルマ共産党の第3師団にいた。1959年には Thakin Zin とともに NDUF 結成工作に従事、1963年には秘かにラングーンに入り、地下工作を行なった。1967年には党本部において反党派パージに参加、1972年以来第4常勝中隊司令官。

15日▶ラングーン：中央治安行政委員会は8月7日付で、次の15の委員会を結成した。すなわち、刑務所監督委員会、外国人活動コントロール委員会、町村開発委員会、農業・漁業・畜肉・林業委員会、鉱工業・電力委員会、建設委員会、商業委員会、運輸・通信委員会、協同組合委員会、教育委員会、保健委員会、社会委員会、人民再入植委員会、情報文化委員会、である。

16日▶協同組合評議会の通過によれば、1970年協同組合計画により再組織された村落協同組合は、いまや農業融資未返済金の取立て、新融資の配分、農機具の製造と信用販売、についても責任をもつことになった。

17日▶ワシントン：U Kyaw Soe 外相、ロジャーズ米國務長官と会談。

22日▶日本政府はビルマに対し、201億6000万円の円借款供与を協定した。

24日▶Penwagon：8月21日午後4時、Ma Moe に卒いられた約80人の共産兵が、当地西のペーグー山ふもとの Thanbayagon 村に入り、民兵隊長 U Sein Kunt を連れ去り、物資を奪った。共産兵は緑の軍服を着ていた。

また8月22日朝、共産兵は当地西6マイルの Khintha 村を襲い、民兵隊員の家から物資を奪った。

同様に8月23日午後9時30分、ラングーン=マンダレー鉄道の Tawgywe-in 駅で Maung Mya に卒いられた約30人の KNU 兵により攻撃、占拠され、物資が奪われた。KNU 兵はまた接近してきた列車にも発砲した。

27日▶ラングーン：ネ・ウィン議長夫妻帰国。

▶ラングーン：ビルマ・インド国境の航空写真地図作成に参加するビルマ政府チームがインドに向け出発した。

28日▶ラングーン：ビルマ卓球チーム、中国に向け出発。

31日▶Kyonpyaw 発：Ngathaingyaung 付近で第36ビルマ連隊に、共産党 Bassein 管区委員会の分隊長 Tun Min 以下39人の共産兵が投降した。

## 9月

1日▶ラングーン：Bahan 地区で354人の青年に、計画党青年団員仮証明書が発給された。

7日▶ラングーン：政府は1972—73年度の農作物17品



目の作付計画を次のように定めた。(単位 エーカー)

米=1239万6000, 小麦=20万6000, とうもろこし=47万4000, 落花生=173万5000, ゴマ=211万5000, 綿花=59万4000, ジュート=31万4000, roselle=3,000, ゴム=21万5000, 唐がらし15万5000, 玉ねぎ=4万9000, ガリク=1万9000, ポテト2万7000, バージニアたばこ=12万1000, 砂糖きび=14万4000, 豆類=179万5000。

8日 ▶ラングーン: センサス委員会(中央治安行政委)のもとで、1973年人口センサス作成のため、中央センサス委員会、管区、州、郡区、および町村センサス委員会がそれぞれ結成された。

9日 ▶ラングーン: 革命評議会諮問評議会は、ビルマ政府の1972—73年度予算案を討議した。

10日 ▶ラングーン: 協同組合局は、各省とその傘下の公社等に対し、今後物資購入等に際し、私企業と取り引きすることをやめ、協同組合と取り引きするよう要請した。

12日 ▶ラングーン: U Ba Nyein 協同組合相は、中央および地方治安行政委員会と各省との業務調整会議で演説し、米取引について次のように述べた。

協同組合は各村で10人を越えることはない米買占者に対して、組織的に接近して米を買い上げるようにせねばならない。

協同組合は将来、米を農民から前貸金を与えて買い上げるようになろう。そして各農民は協同組合へ売却した残りの余剰米を自由に処分してよい。しかし仲介人がこの状況を利用することには対策を講じていくであろう。

この点については、治安行政委員会の協力をえて、農村評議会が、私企業者が経済を握らないよう対策を講じることになろう。この面でも協同組合が私企業部門を取り上げることが必要となる。

また U Sein Mya 内務相は、治安行政委員会は、農村の米取引等を監視しておかねばならない、と述べた。

▶ラングーン: ラングーン管区治安行政委員会は、食用油業者を集め、手持油を全て売り渡すよう命令した。

また、ラングーン市内の食用油卸売業者の手持油は全て凍結するよう命令が出された。12日夜に郡区治安委、党、農民・労働者評議会関係者が行なった調査によれば、市内の約80の卸売業者は3万2272 viss の食用油をストックしている。当局はこれらを viss 当り14Kで買い、14.50Kで消費者に売る計画である。

なお、現在の小売値は22Kである。

15日 ▶ラングーン: ラングーン管区治安行政委員会は、食用油業者に対し、彼等のストックを強制的に買い上げることから生じる混乱を考慮して、今後食用油業者が合理的な価格で販売するならば、彼等による自由な販売

を認めると通告した。しかしゴマ、落花生等の搾油作物は今後全て協同組合が買い上げることにし、業者によるこれら作物の取引を禁止した。

17日 ▶ラングーン: 協同組合局は全国の114カ郡の郡区協同組合に対し、落花生とゴマの買付け、加工、販売を行なうよう指示した。

18日 ▶ラングーン: 商業省は今日、ゴマと落花生の取引について、協同組合のみが従事する郡区の名前125郡区を発表した。しかしこの通達は、種子用、自家用、労働者への現物支給用として農民がゴマ、落花生を売買すること、民衆の直接消費用の小売、果子類への加工は許可している。

22日 ▶ラングーン: 革命評議会議長は本日付で、U Shwe 工業・労働相をそのポストおよび革命評議会メンバーの地位から解任した。

革命評議会議長はまた、本日付で、U Sein Mya 内務・宗教相をそのポストから解任した。

▶Tenasserim 発 9.24: 本郡の Banpyi 小学校付近で、Thein Maung に卒いられた約90人の共産兵が、Bo Yangon 卒いる38人の KNDO 兵を攻撃し、Bo Yangon 以下15人の KNDO 兵が死亡した。

23日 ▶ビルマ革命評議会は首相官房副大臣 U Ko Ko を内務・宗教相に、U Maung Maung Kha 副工業相を工業・労働相に、Maung Cho 中佐を副工業相に任命した。

25日 ▶ラングーン: ビルマ社会主義計画党中央委員会第4回会議が、ネ・ウィン議長出席のもとに開かれた。党規律、党予算、党の経済政策等が討議された。

28日 ▶ラングーン: 革命評議会議長は本日1972年補正予算法、1972年財政収支法、1972年経済計画目標法、の3法案を承認した。

○補正予算内容

	補助贈与	名目および完全贈与
革命評議会	1,676,460	1,676,460
省・庁	32,229,570	23,800,380
州	81,200	81,200
公社等	404,186,800	80,507,580

○財政収支法では財務・計画省が、1972年10月1日より73年9月30日までに、60億チャットの借入を行なう権限を与えられた。

●1972年経済計画目標法は、1972—73年度の経済目標を定め、各当局にそれらの達成を要求している。

●これによると同年度の1人当り生産は688チャット、1人当り純生産は397チャット、1人当り所得は407チャット、1人当り投資は47チャットとされている。

また各経済分野について、次の諸目標が、①現行価格

で計算された額、②1969—70年度基準価格で計算された額、③1969—70年度基準価格の基礎に対する1970—71年数字の増加パーセント、④1969—70年度基準価格の基礎に対する1971—72年改訂数字の増加パーセント、の形で与えられている（①と②は単位100万チャット）。

	①	②	③	④
農業	3,609.560	3,612.211	3.9	2.6
魚・肉	1,166.338	1,167.464	13.2	10.6
林業	502.215	469.749	10.1	4.4
鉱業	263.561	266.625	25.0	11.8
工業	6,340.719	6,215.994	11.9	11.3
電力	115.085	115.085	12.1	9.0
建設	719.732	719.732	9.4	8.8
運輸	1,097.209	1,126.430	12.0	6.3
通信	43.920	43.920	6.0	8.9
金融	163.115	163.115	9.9	6.2
社会・行政	1,859.945	1,859.945	29.2	22.4
地代その他 サービス	960.129	960.129	7.3	4.0
商業	3,508.300	3,494.200	10.2	6.4
計	20,349.828	20,214.599	11.3	8.7
輸出 (FOB)	885.197	885.197	51.4	36.2
純生産	11,728.913	11,727.307	11.4	8.0
純使用分	12,027.016	12,025.410	11.6	7.9
消費	10,519.817	10,518.211	12.0	5.2
投資	1,400.899	1,400.899	16.1	8.7

29日 ▶ラングーン：ネ・ウィン議長は計画党諮問委員会で演説し、当面の米と食用油不足について説明、政府の保有米は12月中旬までの配給に耐えられる量であり、それ以降は新しい収穫がはじまるので心配はないと述べ、また食用油問題も協同組合が取引きに慣れれば解決するだろうと主張した。

なお演説のなかで、政府による米の配給量は、1967年が最低で82万3288トン、1971年が最高で120万6858トン、1965～71年の年平均が89万8885トンであったと述べた。さらに現在の政府手持米が26万トンであることを明らかにした。

また食用油については、1967年の自由化以来値動きがはじまり、1967年1月が viss 当り 8.33 K、その年の最高額が7月の 17.50 K、それ以降年々の最高値は1968年が10 K（1月）、1969年が16.24 K（8月）、1970年は8 K（8月）、1971年が5 K（8月）、と変動していたものが、今年は5月の8 K から9月には18～19 K と急上昇したと指摘し、この最大の原因は協同組合による食用油取引が十分スムーズに行なわれていない段階でのブローカーによる価格操作によると述べた。

▶ラングーン：革命評議会議長は本日1972—73年度政府予算案を承認した。

財務・計画省が本日発表した1972—73年度政府予算は次の通りである。

(単位 100万チャット)

	収入	支出
収入	1,162.073	—
経常収支	7,274.514	8,205.785
資本 "	0.111	987.081
負債	60.351	384.717
寄付	—	55.262
投資	—	1.640
借 款	203.630	38.229
人民の貯蓄	33.760	29.480
計	8,734.439	9,702.194
(マイナス)外国借款 よりまかなう支出	(-)	520.395
国内収入でまかなう純支出		9,181.799
赤字	(-)	447.360

財務・計画省は「人民への報告1972年」を発表した（内容は参考資料参照）。

30日 ▶ラングーン：ネ・ウィン議長、ロンドンに出發。これはネ・ウィン夫人が2日前発病、ロンドンに送られ、その容態が悪化しているためである。

▶ロンドン発10.1：ネ・ウィン議長夫人、**Daw Khin May Than**、ビルマ時間9月30日午後10時54分、ロンドンの病院で死去。

▶ラングーン：ビルマ中央銀行は、本日より、これまでの1チャット、5チャット、10チャット、20チャットの各紙幣に加えて、25チャット紙幣を発行した。

▶ラングーン：計画党諮問評議会々議終了。党の経済計画承認。

## 10月

1日 ▶ロンドン：ネ・ウィン議長到着。ラーハン保健相、U Ko Ko 司法相らが同行。

▶ラングーン：人民銀行（農業融資部）は、1万の村落銀行を通じ、10月2日から12月31日までに、冬期耕作ローンを配分する。27品種に対し、3500万チャットが融資される。また旧融資を返済した者のみに融資がなされる。

4日 ▶ラングーン：ネ・ウィン議長帰国。

5日 ▶ラングーン：今会計年度より協同組合が全国で米の配給業務をとり扱うが、第1商業公社は、カチン州、チン特別区、シャン州などの交通不便な75カ郡においては、米の配給業務を継続することになった。

6日 ▶ラングーン：ネ・ウィン議長夫人 **Daw Khin May Than**、葬儀。

9日 ▶ラングーン：中国通信省副局長馬昌達に卒いら

れた中国使節団が、Taunggyi-Kengtung 道路のサルウィーン川上での Takaw 橋建設工事計画を話し合うため、ラングーンに到着した。

14日 ▶ラングーン：中央労働者評議会は、下部組織に対し、評議員が自ら事業を運営したり、行政官僚的役割を果たしている事例について警告し、評議員の役割は労働者の生産、規律、福祉に配慮することのみにある、と指摘した。

18日 ▶ラングーン：最高裁はラングーンの全司法官に対し、次の刑事案件、すなわち裁判を待っているもの、訴訟関係者がそれを望むもの、等は人民裁判所に事件を移管するよう指示した。

20日 ▶Pyapon：第90ビルマ連邦本部での記者会見で、南西軍区司令官 **Than Tin** 大佐は、9月26日にタイから船でデルタ南部 **Bogale** 郡内に上陸したウーヌー派部隊30人と地元のシンパ19人は、政府軍警7カ中隊、民兵5000人の包囲攻撃により、10月18日頃までにほぼ一掃されたと発表した。戦闘では反乱兵8人、政府兵5人が死亡した。

記者会見ではまた **Tin U** 軍情報局長が、最近タイ領から、**Toungoo** 東方に約60人、テナセリム方面に二百数十人の“亡命者グループ”の侵入があったことを明らかにした。さらに10人程度からなる2〜3の小グループがベゲー山方面にキャンプをおき、ラングーン、ベゲー地区で破壊工作を開始しようとしていたと述べた。またモールメイン方面での破壊工作についてその事例を報告した。

**Tin U** 中佐はウーヌーら亡命者グループの現在の勢力について、総兵力は約1,200人であると述べた。またウーヌー自身は仲間と意見があわず、議会民主党議長を辞任したが、まだ放送等はずつづけ、自分を議長と呼んでいることを明らかにした。

▶ラングーン：印刷・出版業者登録局は、書籍、定期刊行物はそのコピーが同局により調査され、承認されるまで出版してはならない旨の通達を出した。

▶ラングーン：9月28日付で、**Mya Kyaw** 中佐が革命評議会およびビルマ政府閣僚評議会の書記に任命された。

21日 ▶**Maymyo** で赤旗共産党中央委員 **Ohn Maung** “将軍”がその妻とともに逮捕された。

彼は元ビルマ政府軍兵士で、1948年から赤旗活動に参加、マンガレー、シャン高原地区で活動していた。1970年には **Pakokku** 県 **Sinlaitaung** にある党本部に **Thakin Soe** に呼ばれ、中央委員となった。**Thakin Soe** が政府との“平和交渉”のため本部を離れた後、彼は他の中央委員 **U Aung**, **U Thawda**, **Ko Kyi Lin**, **Bo Soe Hla**

と活動をつづけていた。

26日 ▶ラングーン：政府は米不足地区に対し米余剰地区からの米を供給する措置をとっている。今年は101の米余剰郡が約1200万バスケットの米を118の米不足郡に供給する予定。

28日 ▶ラングーン：今年の産米量推定。総生産高は4億1250万バスケッ。作付面積は1241万エーカーで、1189万1600エーカーが収穫可能面積。

31日 ▶ラングーン：全国で12月31日までに1万の村落銀行を通じ、米収穫ローン2000万チャットが配分される。米作地1エーカーにつき10チャットの割で、最大限200チャットまで支給される。旧債務を完済した者のみに支給がなされる。当局はまた、協同組合よりすでに作物代金の支払いを受けた者に、融資を行なわないよう指示している。

なお、農業銀行は次のように収穫ローンを支払ってきた。1963年=1800万K, 1967年=1320万K, 1968年=1280万K, 1969年=1670万K, 1970年=2150万K, 1971年=2000万K, 1972年=2000万K。合計1億2220万K。

1964年から66年の間は、予約買付金が支払われたので、収穫ローンは支給されなかった。

▶ラングーン：州、管区、郡区の治安行政委員会は、教育省の現行法、規則、指示にもとづく諸権限を与えられることになった。これにより学校建設、教員の任用等の権限が治安行政委に与えられることになる。

## 11月

1日 ▶**Sandoway**：当地から60マイルの **Sathwa** 村警察駐屯所が、**Garmein** と **Bo Ba Htoo** に率いられた約300人の **KNDO** 兵に攻撃されたが警察軍に撃退された。しかし **KNDO** 兵は協同組合物資を奪い、教師3人、助産婦2人を連れ去った。

2日 ▶ラングーン：ラングーン管区協同組合シンジケートは、デルタでの早場米の収穫が終わり、米市場が買手市場となったとして、米の買付け価格の引下げを決めた。

すなわちバスケッ当たり価格は、**ngakywe** 米で34から28チャットへ、**meedon** 米は32から26、**ngasein** 米は30から24にそれぞれ引き下げられた。

モンsoon期間中、ラングーンのヤミ市場では **ngakywe** 米は50k以上、**meedon** は40k、**ngasein** 米は36kであった。

3日 ▶ラングーン：ビルマ中央銀行は協同組合省の勧告にもとづき、ラングーン管区協同組合シンジケートに対し、1972—73年度の食用油、ココナツ油計画、商品交易センターなどの費用として1740万チャットの融資を

行なった。

ラングーン管区は1年に1050万 viss の食用油を必要とし、シンジケートは必要原料を確保し、10の製油工場で生産し、配給する。また交易センターでは現在米の買入れが行なわれている。

4日 ▶ラングーン：全国の農民は協同組合と第1商業公社に対し、今年も米1億5730万バスケットを売却することに同意した。このうち8000万バスケットが輸出向けに精米される。

地区別の売却約束量は次の通り。(単位 バスケット)。

Mandalay, Kyaukse, Yamethin, Meiktila

=6,050,050.

Shwebo, Monywa, Katha=11,715,741

Henzada, Myaungmya, Maubin, Pyapon, Bassein

=39,939,476.

Myitkyina, Mogaung, Mohnyin=2,088,0000.

Rathedaung, Myohaung, Minbya, Pauktow, Kyauktaw, Buthitaung, Ponnagyun=2,730,136.

Kyaukpyu, Manaung, Sandoway=129,589.

Taunggyi, Kalaw, Hopon, Ywangan, Lawksawk

=261,796.

Loilem, Laicha, Namsan, Kunhein, Mongnai,

Langkho, Mongmai, Mongpan, Kyeethe, Mongkaing, Mongshu=1,048,333.

Lashio, Hsenwi, Tengyeng, Mongyai, Muse

=506,003.

Kyaukme, Nawngkhio, Nansan, Mongmit, Mabain, Hsipaw, Namtu=2,410,439.

Kunlong, Hopan, Kunkyan, Mongmaw, Panwaing, Naphan, Panphan, Pangyan=394,410.

Thaton, Moulmein=9,462,000.

Tavoy=65,000.

Toungoo, Prome, Tharrawaddy=40,075,000.

Magwe, Minbu=412,000.

Hmawbi, Hanthawaddy=26,293,000.

▶ラングーン発 WPD：第96ビルマ連隊攻撃隊は10月15日、Bilin 郡 Maipoke 村付近の、亡命者 Aung Naing グループの Aung Tha Byay キャンプを攻撃、3人を殺した。Aung Naing は10月22日、国外の亡命派中央軍区に逃亡した。Aung Naing ら19名は Waw, Pegu, ラングーンでの破壊活動の使命をもっていた。

10月30日、同キャンプにいた Tin U ら15名が Myitkyo で政府軍に投降した。

第96連隊兵はまた11月3日に、同グループの1人を射殺した。

一方ペグー山系に侵入していた Tet Tun 以下約150人の亡命派兵は10月29日夜ペグー山を離れた。シッター川を渡り、彼等は東 Kyauky 郡に入った。政府軍はこのうち1人を殺したが、政府兵1人が戦死した。なお Tet Tun はペグー山中で、10月23日共産党の Aung Thein らと会し、休戦を申し込んだといわれる。

また11月2日第25ビルマ連隊は Tavoy 地区で Moses 以下15人の侵入者と交戦、Moses ら4人を倒した。

なお11月4日午前5時頃、Moulmein の Daingwun-kwin 警察署長宅近くに手投弾が投げられ爆発したが、被害はなかった。

6日 ▶ラングーン：センサスは1973年4月より作業が開始され、1975年には結果が発表される予定である。なお現在ビルマには、314郡区、315市、3,334町区、1万3336村区がある。

7日 ▶Myitkyina：サンユ准将に率いられた新憲法起草委チーム、当地で人民代表と会合。なおサンユ准将はあいさつのなかで、左右の破壊分子と対決し、当面する困難解決に全民族が参加するよう要望した。

▶Toungoo 県 Swa 郡 Mandattaung 村東のジャングルで、亡命者グループと連絡をもつ IPU (国内統一平和戦線 Internal Unity and Peace Front) グェリラキャンプを第85ビルマ連隊兵が攻撃、グェリラ9人を殺し、3人を捕えた。

13日 ▶ラングーン管区人口は、Hmawbi と Hanthawaddy 両県の合併により、311万4000人となった。うち約100万人が農村部人口である。

14日 ▶ラングーン：計画・財務省は10月1日付で公務員、日給労働者への給与を改訂した。新給与体系では、公務員、警官に対する生活費手当は廃止された。また軍人給与も改訂された。

100チャットから1,000チャットまでの月給は増額されたが、1,200から1,500チャットの給与はすえおきとなった。公務員、警官の給与は100チャットから1,500チャットまで、軍人は75チャットから1,500チャットまでとなっている。公務員、警官給与は21段階、軍人は16段階に分かれている。

年金手当も改訂された。(これまでは3.15k)。

日給労働者は全て3.85チャットとされる。

なおこれにより政府雇用者70万人中14万人にのぼる最低給与所得労働者の月給は、82チャットから少なくとも100チャットに上げられることになる。

また教員給与は増額された。

16日 ▶Thandaung 郡 Yado 村付近で、Lawpita 発電所からラングーンに向かう送電線の支柱3本が破壊活動で爆破された。

17日 ▶ラングーン：軍情報局長 Tin U 中佐は記者会見で亡命者グループの活動を次のように説明した。

亡命者の軍事評議会は“中央管区”の U Thwin に対し、亡命者軍をビルマに侵入させる仕事を命じ、U Thwin はその義兄弟 Tet Tun 率いる“一個連隊”をビルマに潜入させた。

U Thwin はまた Tet Tun に軍事活動と並行して、政治的、組織的機構作りの仕事を命じた。Tet Tun は1972年8月13日 Maesod 付近の Hophaing キャンプである機関を結成した。この団体は20人の連合党系の元政治家を含んでいた。この団体からの Thakin Thin Kyi と Bo Ye Hla は9月と10月にビルマに入った。彼等は旧政治家の亡命、新メンバーの募集などの工作を、Kyauky, Shwegyin, Pegu, Myitkyo, Waw 各郡で行ない、新メンバーらを“中央管区”に送り込んだ。

Tet Tun は Bohmu Thant Shin, U Mya グループを含む約160人とともに、1972年8月第3週に Kawthoolei からビルマに入った。彼等は1972年9月19日 Tawgywe-in 西 Tonkhan 村に達した。

中央軍区司令官は第99師団傘下部隊により彼等を掃討することにした。

9月22日には第10ビルマ連隊攻撃隊が約40人の亡命者と交戦したが、双方に被害はなかった。ひきつづき、第7ビルマ連隊攻撃隊が亡命派と交戦、政府兵10人が負傷した。

第7ビルマ連隊と Hkun Ye Naung グループ亡命者との交戦では、敵5人と政府兵1人が死亡した。

Tet Tun 以下150人は10月28日ペー山東方から撤退しはじめた。彼等が10月30日シッタン川岸に達したとき、第109軽歩兵連隊が追いつき交戦した。政府兵1人が死亡した。また第57ビルマ連隊も彼等と交戦、敵1人を倒した。

11月1日、第39ビルマ連隊兵は Daungbo 村で彼等の兵器類を奪った。

Tet Tun グループの損害は死者6人、投降3人であり、政府軍は HK-33を5丁、M-16を4丁、カービン1、トランシーバー2、などを奪った。

7月20日、Kayah 州から Toungoo 県に入った Zaw Tun と Min Naing (Jimmy) に率いられた“国内統一平和戦線”派の別の亡命者グループ約60人は、9月17日 Thandaung 郡 Shokho 村で第48ビルマ連隊と交戦、10月8日に国境の Thawlehta キャンプに撤退した。しかしその一部は Pyinmana と Toungoo 東方で活動中である。

11月7日 Mandattaung 村で国内統一平和戦線グループ50人と第48ビルマ連隊との交戦では、亡命者は死者9

人、捕虜3人を出した。

亡命者“南方管区”の Tin Ngwe グループは10月7日 Nateintaung 村付近で第19ビルマ連隊と交戦した。同日 Ho Hein 率いる約60人は、Yebyu 郡 Bohtaung 付近で第24ビルマ連隊と交戦した。第24ビルマ連隊は10月21日、Yebyu 郡、Kyauklongyi 村付近で約100人の亡命者グループと交戦した。

亡命者“第1特別師団”の活動については、約40人が10月17日 Mergui 西郡 Kanmaw で警察派出所を攻撃、占拠した。10月22日、Aung Letya 率いる約80人が、Thabawlaikgyi の第17ビルマ連隊キャンプを攻撃した。

10月26日 Hla Myint 率いる約40人が Tenasserim 郡区 Tagu 警察を攻撃した。警官1人死亡、7名負傷。

72年9月中に亡命者 Aung Naing グループが爆破装置をもち Kyaikto 郡に入った。第96ビルマ連隊が掃討し、10月30日 Tin U ら15人の亡命者が投降した。11月3日にも1人が投降した。11月3日には同グループの1人が戦死した。

11月9日 Thaug Myint 率いる7人の亡命派同調者と政府兵が Bogale 郡 Thabyaygan 村で交戦、政府兵3人、警官1人が戦死した。

▶ラングーン：サンユ將軍率いる新憲法起草委チームは、Twante で住民代表から意見聴取。

▶Lashio：Hla Han 教育相率いる新憲法起草委チーム、当地で人民代表の意見聴取。

▶Tiddim：Than Sein 運輸相率いる新憲法起草委チーム、当地で人民代表の意見聴取。

▶Mongnai：Thaug Kyi 農林相率いる新憲法起草委チーム、当地で人民代表の意見聴取。

▶Moulmein：Sein Win 建設相率いる新憲法起草委チーム、当地で人民代表の意見聴取。

18日 ▶ラングーン：Thaug Tin 鉱山相らは、ラングーン港に到着した、米国援助による浅海探査船 MV Western Islander 号を視察した。この船は1972年8月10日、マルタバン海での石油調査について、米国 Amoco 国際石油会社からの100万ドルの技術援助協定にもとづくものである。

▶Akyad 発 11.21：Buthidaung 郡 Thayet Sanwinmanu 村付近で、第20ビルマ連隊兵30人は、約200人のムスリム反乱兵と交戦、これを撃退した。

23日 ▶ラングーン：サンユ將軍は Botataung など地区人民代表との憲法草案説明会で、革命評議会による人民議会への国家権力のひき渡しは、1974年3月頃と予定されている、と述べた。

25日 ▶Bogale 郡 Htawpaing クリーク付近で、第98

ビルマ連隊と第27ビルマ連隊兵は、亡命者 Thaug Myint とその現地同調者7人を射殺した。政府兵3人と警官1人が戦死した。

26日 ▶ラングーン：ラングーン管区経済委員会調整会議が開かれ、U Saw Tun Sein 議長はあいさつで、12月1日より協同組合が米の買付け、精米、配給を行なうと述べるとともに、ラングーン管区300万人のための米は、1973年1月15日分まで確保されている、と述べた。

▶ラングーン：Twante, Kawhmu, Kungyangon 各郡区は農協を通じて農民と米の買付け協定を結びつつあり、また100バスケットにつき150チャットの割合で前貸金を支給している。これまでに Twante 郡30カ村区で45万チャットが前渡しされた。

## 12月

2日 ▶ラングーン：U Aung Hmi 副労働相はモデル労働者に対する説明で、成年労働者は2887万の総人口の40%を占め、そのうち10%が工場労働者、73%が農業、17%がサービス業労働者であり、工業労働者は140万人と推定されている、と述べた。

3日 ▶Sandoway 発12.4：当地から50マイルの Chaingkauk 村南で、第55ビルマ連隊兵を運んでいたトラックが、約80人のカレン兵に待伏せ攻撃され、政府兵10人が戦死、民間人2人が死亡、さらに9人が負傷した。

5日 ▶ラングーン：Charles H Percy 米上院議員、4日間の予定で到着。

7日 ▶ラングーン発 WPD：ラングーン管区の人民警察は当局より民衆との友好関係を密にするようにとの指示にもとづき、先週から各家庭への戸別訪問を行ない、防犯などにつき民衆の協力を求めている。

▶ラングーン：第1商業公社はラングーン市民に対し、12月分の米の配給は規定量を配給している。大人は1カ月5Pyis、子供は2.5Pyis となっている。

11日 ▶ラングーン：第8回中央労働者評議会大会開催——ネ・ウィン首相ら522人のオブザーバーと中央労働者評議会メンバー547人が出席した。

開会のあいさつを行なった U Ba Nyein 中央労働者評議会副議長は、今年は労働者の政府行政への参加、新憲法起草への参加がなされたことを指摘するとともに、労働者の団結に労働者評議会が努力するよう強調した。

●会議に中央執行委員会報告が提出された。そのなかで次の諸点が明らかにされた。

(組織)～現在、中央評議会メンバー579人、郡区評議会198、郡区組織委員会73、初級評議会組織委員会437、初級評議会2,747、労働者評議会員151万1960人(1万4297事業団)、となっている。

新行政制度により、1,115人の郡区労働者評議会員が郡区治安行政委に参加、37人の中央評議会員が管区/州治安行政委に参加し、37人の中央評議会員と33人の郡区評議会員が、中央治安行政委員となり、うち12人が同執行委員となっている。

(生産)～略。

(経済計画)～第1次4カ年計画初年度(1971—72)において、生産額は目標の6.6%増に対して1.3%増にとどまり、サービスは目標の5.8%増に対し4.7%増にとどまった。

農林生産は小幅増にとどまり、魚肉生産は目標の14.2%増に対し2.3%増であった。

鉱業では目標の23.2%増に対し11.8%増にとどまった。工業では目標の7.6%増に対し0.5%増にすぎず、建設も15.8%増の目標に対し、0.6%増であった。

(規律)～略。

(福祉)～略。

(将来の業務)～政治活動を通じ組織を強化し、経済計画の達成に協力し、協同組合計画に協力する。合同協議評議会(JCC)を拡大強化する。

▶ラングーン：白相国対外貿易相に率いられた中国貿易代表団、5日間の予定で到着——空港には Maung Lwin 商相らが出迎えた。なおこの日 Maung Lwin 商相は中国代表団のために夕食会を開いた。U Lwin 計画財務相らが出席した。

12日 ▶ラングーン：白相国中国貿易相、U Lwin 計画財務相を訪問。

13日 ▶ラングーン：第26回連邦記念日中央準備委員会が、サンユ将軍を議長として開かれた。

席上サンユ将軍は、来年の連邦記念日の中心スローガンは新憲法の完成であり、1973年中には国民投票を経て、新憲法を公布できよう、と述べた。

15日 ▶ラングーン：白相国中国貿易相一行は午前 Maung Lwin 商業相を訪問、午後は Syriam 精油所を視察した。

▶Kiev：ソ連、ウクライナ訪問中の Thaug Dan 准将らは、AN-24飛行機製造工場を見学した。

16日 ▶Mergui で大火、約2,000戸が焼失。

18日 ▶ラングーン：商業省、1972—73年米価を決定。

Ngasein 米～K 425

Meedon 米～K 442

Emata 米～K 448

Ngakywe 米～K 514

Kaukhnyin 米～K 413

この米価は1972年11月1日より有効となる。また価格は各46ポンドづめ100バスケットに対する、第1商業公

社精米センター、倉庫、買付所での価格である。移動買付所で買上げるものについては、そこから精米センターあるいは倉庫までの輸送コストが差し引かれる。

商業省はまた本日、1965年6月22日付の米の卸小売価格改訂に関する通達を廃止する通達を出した。

なお旧価格は：

Ngasein 米～K 358

Meedon 米～K 373

Emata 米～K 378

Ngakywe 米～K 433

Kyaukhnyin 米～K 348

▶ラングーン：商業省は本日付で、ゴマと落花生の買付け、製油、販売統制を撤廃した。なお、9月18日以来、政府機関と協同組合のみがこれらの行為を許されていた。

19日 ▶ラングーン：第8回中央労働者評議会大会最終日。

大会は、労働者の新憲法起草への参加、経済計画達成への協力、破壊分子との対決等を主張する決議案を採択した。

なおネ・ウィン議長は大会参加者らのために夕食会を開いた。

20日 ▶ラングーン発 WPD：1972～73年度中に、全国

の協同組合米買付所は、もみ米1億4400万バスケットを買上げると推定されている。

このうち4460万バスケットは第1商業公社に売られ、残りは協同組合により精米され、第1商業公社が供給する76カ郡区を除く全国の人々に配給される。

第1商業公社は輸出米を精米する。

21日 ▶ラングーン：人民銀行の貯金利子が73年1月1日より、現行の年2%から3.5%に引き上げられることになった。またこれまでの利子が1人1カ月1万チャット以内の貯金に対してのみ支払われる、といった制限規定は全廃され、全貯金に対し新利子が支払われる。

▶ラングーン：首相官房第1局長 U Hla Tint は、12月15日付でビルマ政府閣僚評議会書記に任命された。

22日 ▶ラングーン：赤旗共産党書記長タキン・ソーは、反逆罪で裁判を受けるため特別刑事法廷 No. 60/1972に出廷した。

タキン・ソーは1970年11月11日、Pakokku 郡 Kyunchaung 村で政府軍に捕われた。

30日 ▶ラングーン：Tin U 副参謀総長（陸軍）は中央政治学校で、軍内組織委員会メンバー等に対して、政治的自覚を強め、軍人がその義務を果たすようにするための努力を強化するよう要請した。

## 参考資料・主要統計

1. 中央農民評議会第4回会議
2. 新憲法第1次草案
3. “人民への報告 1972年度版”

### 1. 中央農民評議会第4回会議

3月7日 ▶ラングーン：中央農民評議会第4回会議開催。

●Thaung Kyi 議長が開会あいさつを行なった。その要旨は次の通り。

農業はまだ私的な小所有者により営まれており、生産向上のために、それを協同組合による大型経営に組織化することが必要である。協同組合制度は、なおも残る地主制度の一掃に役立とう。しかしこの協同組合化には多くの困難があるので、代議員達の具体的な提案を聞きたい。また代議員達は、新憲法起草、生産増強、反乱軍絶滅などについて提案をしてもらいたい。

●中央農民評議会執行委員会報告が提出された。報告は、組織、訓練、生産と計画、農業畜産研究、農業機械化、協同組合と商業、社会福祉、情報、など8章からなっている。

その要旨は次の通り。

〔組織〕 郡区農民評議会と同組織委員会は263、初級評議会は1万0116が結成され、メンバー数は633万1700人となっている。郡区評議会と同組織委をもたない郡区は23、31郡区は組織委しかもたない。郡区評議会をもつ108カ郡で初級評議会結成が予定通りではない。

評議会の各レベルでの活動はなおも弱い。月例会議を開けぬ組織が多く、そこでは個人支配がみられる。

〔訓練〕 中央での農民問題研修コースには、全国の263郡区評議会と同組織委より、これまでに合計226郡区から723人が出席したにすぎない。より多くの研修がなされねばならない。

〔生産と計画〕 農業計画立案に際しては、国家の利益と農民の利益とが考慮されねばならない。農民が興味をもつ作物の買上げ価格を高めるようせねばならない。工業製品の価格を農産物価格と均衡させることが重要である。肥料、トラクター、ポンプ等が農民に十分利用されるよう関係官庁は努力せねばならない。

〔農業・畜産研究〕 この分野はまだ遅れており、その成果を農民が利用することも不十分である。

〔農業機械化〕 政府と農民評議会はこの分野での協力

を強めねばならない。評議会はトラクター、ポンプの維持・管理により注意を向けるべきである。現在全国で政府所有のトラクターが6,365台、ポンプ4,013台、協同組合所有のトラクターが2,055台、ポンプ5,126台がある。

〔協同組合と商業〕 中央農民評議会は1970年協同組合計画のパイロット組合の経験を検討して、協同組合化への指示を下部に送った。しかしその指示はまだ十分実行されていない。初級評議会レベルでは協同組合運動はなおも弱体である。郡区評議会が初級評議会を指導すべきである。

〔社会問題〕 都市と農村の間に社会発展の大きなギャップがみられる。この差を縮めるうえで、農民評議会は各機関と協力せねばならない。

〔情報宣伝活動〕 資金、人員不足により成功を納めていない。全国の4万以上の村々に評議会に関するパンフレットを送るべきであるが、まだ十分なされていない。郡区レベルでの図書館設立もなされるべきである。初級評議会は連絡センターとなるべきである。

3月8日 ▶ラングーン：中央農民評議会第4回会議、第2日。代議員による主な発言は次の通り。

U Soe Ngwe (Prome)：評議会が郡内にあるとないとでは大きな差がある。全郡に評議会を設立しよう。郡内の小委員会の活動に協力的でない役人がいる。評議会の会合が定期的になされていない。

U Kyaw Khin (Thanatpin)：農民評議会の構成を社会民主主義制度に合わせて変化させねばならない。経済計画委には経験者のみが選ばれるべきである。政府は反乱軍に殺された農民評議会員の家族に援助をすべきである。

U Kyaw Hla U (Kyauktanw)：農民評議会員の一部は反乱軍を恐れて、村から町に移住している。民兵隊に支給された火器は不満足なものである。郡区評議会員は治安不良のため村々を歩けない。

U Kyaw Zaw (An, Arakan 管区)：反乱軍が教育を破壊している。住民が学校を建てれば、政府は教員を派遣すべきである。

U Ba Yi (Bogale)：治安不良のため組織化が妨げら



れている。反乱軍がなおも残存している。民兵隊が武装させられねばならない。

U Maung Maung Thin (Yandoon): 中央評議会員の選出は計画党の場合と同様にされるべきである。

U Tun Yi (Thaton): 1カ月前、Tenasserim 管区からの2人の農民評議員が反乱軍に殺された。政府は家族に見舞金を出すべきだ。

一部では地主、資本家がなおも民衆を搾取している。米の投機をやっている者もいる。

U Aung Win (Thayetchaung, Tavoy): Thayetchaung 小学校が教師がいなくなって閉鎖された。後任も就任を拒否した。自助努力で5万チャットの病院を建設したが、医師も薬品もない。

U Su Reh (Phruso): 農民評議会は、政治的自覚のなさ、財政難、教育不足のため、十分に動いていない。

Saw Ne Tun (Thandaung): 反乱のため評議会の活動が妨げられている。

U Aung Gyi (Naungkhio): 北シャン州では村々が遠く離れていること、貧困、教育不足などにより、組織活動が妨げられている。

U San Yi (Namsang): Loilem 県では反乱軍の脅威と郡区治安委の欠陥のため組織活動が進んでいない。党の代表者が現地語を理解しないため活動ができないでいる。

U Hla Aung (Mogaung): 農民評議員の数は農民の数に比して少数である。反乱軍に殺される評議員数は年々増加している。密輸や麻葉取引も取締られねばならない。

U Kyi Myint (Wetlet): 農民は正直だが、なかには仲買商などと結んでいる者もいる。彼等が農民の士気を弱めている。

U San Win (Tamu): 国境では密輸が日常化しており、農作業を妨げている。政府の役人まで密輸に巻き込まれている。民兵隊がもっと多く組織され、彼等のための規律も規定されるべきである。

U Mang Lian (Matupi): 学校や病院は建設されたが、教員、医師が不足している。反乱軍に対処するため民兵隊の増加が必要である。

U Kyaw Win (Mindon): 1970—71年度に反乱軍活動が復活した。木材切出し所が攻撃された。

U Kyaw Sein (Mahlaing): 報告書にある、反乱軍に殺された農民評議員の数には、地主・資本家の破壊活動によるものが含まれていない。

3月9日 ▶ラングーン: 中央農民評議会第4回会議、第3日。代議員の主な発言は次の通り。

Mahn Thein Shwé (Sagaing): 農民評議会の活動は

沈滞している。多数の学校が開校されたが、農民は貧しさのため子供を学校に送ることができない。

U Than U (Pakokku): ドライゾーンでは衛生よりも水の供給に力点がおかれるべきである。現在の優等生制度では農村の子供が選ばれることが非常に少ない。

U Thaung Pe (Lewe): 我々は土地委員会を組織変えなければならない。

U Khin Maung Myint (Natogyi): 反社会主義的映画は禁止されるべきである。政府文化使節団は農村も訪問すべきである。

U Kyaw Moe (Mingaladon): 牧草地に不法居住者が住みついているのを何とかすべきである。

U Mya Aung (Kayan): 肥料袋が破れていたり、殺虫剤が必要時までには手許に渡らないことがある。

U Tha Tun (Pa-an): コートレイの土地生産力はエーカー当り米で17~18バスケットという低さなので、農民は密輸取引に向かう。農民に農作業に興味をもたせる方法をさがすべきである。

U Tun Pe (Aungban): 農具や農作業の費用は高いのに、農産物は安い。当地では月150頭も家畜が殺されている。このままでは全国に家畜がいなくなる。以前の協同組合で汚職があったため、農民は新しい協同組合計画に興味を示さない。

U Sai Kyaw Sein (Kyaukme): 輸送の困難のため商品価格が値上りしている。

U Maung Maung Myint (Kanbalu): モンスーン融資を受けなかった者は収穫融資を受けられないという規則は改められるべきである。肥料はより小さな袋につめ、値を上げるべきである。

U Tun Gyi (Kalewa): 飼料不足のため、農民は畜産に興味を示さなくなっている。

U Mya Thaung (Twante): 国営放送は農民のためになる放送をしているが、多くの農民はラジオをもっていない。

U Mg Ko (Yedashe): 治安のよいところではもっと小学校を増加すべきである。医師は農村を巡回すべきである。フットボールとバレーボールが農村で人気があるので、用具が手に入るようにすべきである。

Saw Aung Gyi (Einme): 中央評議員は県庁所在地のみに行き、農村を見ない。行政の民主化の時がきている。民兵隊が組織され、武器が与えられるべきである。

U Tin Aye (Lashio): 本県の2つの郡では、共産党とKIAのために農民評議会が組織できない。教員不足で一部の小学校が閉鎖された。民兵隊に近代兵器が与えられるべきである。

U Win Maung (Tachilek): ケシはもうかるので、なおも作られている。学校と教員の増加が必要である。

U K Shimu (Layshi): 組織化進展のためには高原での通信連絡を改善せねばならない。また文盲をなくすため、小学校を増加させねばならない。

U Aung Htwe (Pinlebu): 20年間の反乱軍支配のため、教育、衛生などのレベルが低い。

3月10日 ▶ラングーン: 中央農民評議会第4回会議、第4日。代議員の主な発言は次の通り。

U Tun Shwe (Nyaunglebin): 農業機械化は国有トラクター、ポンプが部品がなくてよく故障するために妨げられている。私有のトラクターやポンプの場合にはそういうことはない。

U Kyaw Sein (Pyu): 家畜の飼料を増加させ、家畜の密輸出、と殺を監視せねばならない。

U Maung Maung Lay (Tharrawaddy): 協同組合は商業局配分物資を再配分しているだけである。協同組合米買付所は集めた米を商業会社に売ったところ、品質が悪くなっていたために損失をこうむった。

U Tun Lay (Bassein East): 牧草地が耕作されている場合でも、なおも牧草地に分類されている。私営製塩業が促進されるべきだ。協同組合買付所労働者の賃上げが必要である。

U Kyi Lwin (Wakema): イラワジ管区の全ての郡区で耕作予定と実際のとのくい違いがみられる。米買付所に米3バスケットを売った農民のみが、自家用の精米を許されるというが、これは再検討されるべきである。トラクター用のジーゼル油が入手できるようにせねばならない。家畜用の十分な飼料が必要である。ポンプ用のパイプが必要だ。Kyonypyaw は256台のポンプがあるが、パイプは58組しかない。トラクターやポンプの部品入手が困難だ。部品の値段が ARDC 価格よりヤミのほうが安い場合がある。

U Tint Sun (Kyaikto): 協同組合は耕作シーズンが終わった後、トラクターが施肥がなくて他の目的につかえないのに、その運転手に給与を払いつづけねばならない。トラクターの修理ができない。油を入手するのもむずかしい。

U Tun Nyein (Ye): 本郡でできた塩をほかに輸送できないで滞貨となっている。協同組合は資金がなく、私営業者と競争してゴム、ココナツ、などの取引に従事しえない。融資を郡区協同組合に与えるべきだ。

U Yaw Han (Hsenwi): 政府買上げ価格とヤミ価格の差が大きい。メイズでは政府価格はバスケット当り4チャットだが、ヤミ商人は16チャットで買う。1966年以来ケン栽培禁止を行なおうとしているが、KIA の妨害

で成功しない。

U Jeremiah (Dimawso): Kayah 州では役畜が足りないで、トラクターを利用できるようにしてほしい。村落農協は信用でトラクターを購入出来るようにしてほしい。

U Sai Hla Myint (Langkho): 政府指定作物の値段が安いので農民はケンやその他金になる作物に向かう。

U Ye Naing (Mongtung): Mongtung と Monghsat では他からの入口流入のため米が不足している。農民に販路を与えるため、運輸通信の改善が必要である。

U Ohn Maung (Mohnyin): 通信連絡の困難が農業計画成功への最大の障害である。トラクターがよく故障する。農民の一部は農業をやめて密輸に従事している。KIA がひすいの不法採掘を行なわせている。

U Aung Thein (Htigyaing): 協同組合はかつて資本家がやっていた鉱山業を経営すべきだ。

U Ba U (Hkamti): ぜいたく品よりもトラクター、農器具の輸入を増加させるべきだ。政府は自助ベースでかんがいを建設している農民を援助すべきである。Sagang 管区では輸出可能な果物が多い。

U Kyi (Aunglan): トラクターを購入した農協は部品不足のため損失をこうむっている。政府部局は協同組合運動を助けていない。

U Pyay Kyaw (Natmauk): 政府指定作物の買上げ価格は改訂されるべきだ。トラクター用の部品が必要である。

U Soe Myint (Nyaung-U): Pyinmana では農業研究所設立のため土地を奪われた農民は、約束通りに研究所で雇用されなかった。

U Paw Nyun (Wundwin): 農業機械の輸入に優先度が与えられるべきである。トラクターは部品不足である。

3月11日 ▶ラングーン: 中央農民評議会第4回会議、第5日。代議員の主な発言は次の通り。

U Tun Tin (Sandoway): 町からの金持ちが農民とぐるになっていることと、反乱軍が密輸出しているため、第1商業公社は十分に米を獲得できなかった。

U Shwe Saw Aung (Maungdaw): アラカン管区では、米の収量と質は低下しつつある。飼料不足で畜産がうまくいかない。管区内で協同組合所有のトラクター24台中4台、ARDC 所有の23台中10台が故障している。ポンプも同様である。

U Ni Phyu Aung (Myedon): アラカン管区は水運が中心だが、IWT 船舶はよく故障する。

U Kan Myint (Danubyu): 協同組合は米のようにジュートの買付けを行なうことができない。農業計画は上

下の調整が必要である。

U Thein Tun (Ingabu): 各農家に配分された土地は経済的に利益を上げうるものであるべきだ。各家族20エーカーを提案する。農業局, ARDC, 土地利用局は合併すべきだ。

U Hsat Lian Sam (Falam): 能力のある商業局員のみを協同組合に配転すべきだ。チン特別区では農業拡張計画が開始されたが、同時に植林計画も林業局によりはじめられた。調整が必要である。

U Myint (Pauk): 政府の買付所は支払いを促進すべきだ。

U Min Aung (Sagu): 種々の事業で土地を奪われた農民が補償をえていない。

U Nyo Toke (Patheingyi): 外国人の多い町では協同組合規則を改訂すべきだ。

U Khaing Tha Tun (Myohaung): 悪い政府任命メンバーは排除さるべきだ。

U Kyan Maung (Myitha): 経済的に実効性があり、実際に可能な作物を優先作物とすべきである。

3月12日 ▶ラングーン: 中央農民評議会第4回会議、第6日。代議員の主な発言は次の通り。

U Tun Hla (Shwegu): 全メンバーから会費をとることに賛成する。年会費は入会金と同じく1チャットであるべきだ。

U Saw Nwe Htain (Putao): 犯罪的行為を犯している執行委員は除名すべきである。

U Maung Maung (Sataingyi): 630万人の会員から入会金と年会費1チャットずつをとれば、十分な額となる。

U Win Myint (Palai): 年会費と入会金を各1チャットとすることに賛成する。

U Cin Za Khok (Tunzan): メンバーの農民から入会金をとるのは困難だ。貧しい農民が多く、彼等は毎年3チャットは払えない。またすでに党費を払っている者は除外さるべきだ。

U Kyaw Myint (Rangoon): 会費は農民と農業労働者では差をつけるべきだ。

U Zaw Win (Nattalin): 初級評議会は中央評議会ではなく、郡区評議会の承認をえて資金を集めようとするべきである。

U Tin Tun (Thanbyuzayat): 農民評議会は急いで結成されたので、農民問題に興味がなく、また政治的自覚もない者が入会している。政府任命委員の一部はごうまんである。

U Hla Pe (Myaung): 資本家や地主のために生命を失った評議会員がいる。

3月14日 ▶ラングーン: 中央農民評議会第4回会議終了。Thaung Kyi 議長が閉会演説を行ない、生産向上、農民の相互協力、憲法起草への参加、協同組合運動の成功、反乱軍の排除などの必要性を強調した。

大会は次の諸決議を可決した。

——中央執行委は社会民主主義のワクに合わせて計画党の指導下に、農民評議会の憲章を改正するよう求められる。

——評議会は新憲法起草に積極的に参加する。

——新任命の中央評議員等を承認する。

——執行委員会年次報告を承認する。

——農民評議会基金規則草案を修正のうえ承認する。

——初級評議会規則草案を修正承認する。

等々。

## 2. 新憲法第1次草案

4月22日 ▶ラングーン: 新憲法第1次草案が、新憲法起草委員会より発表された。その要旨は次の通りである。

序章: 独立後のビルマでは旧憲法とブルジョワ議会民主主義の欠陥により、封建土侯、地主、資本家の力が強大化し、社会主義建設が挫折しようとしていた。ビルマ革命評議会は社会主義建設を可能とするために権力を獲得し、ビルマ社会主義への道を選択、実行し、またビルマ社会主義計画党を設立した。

計画党は平和で繁栄せる社会主義社会を建設するために、人民の意見を聞きつつ、この新憲法を起草した。われわれ全民族の労働者人民は、次の決意をもってこの憲法を選択する。

——ビルマ社会主義計画党の指導に従う。

——人間による人間の、国家による国家の搾取に反対し、人類の正義と愛情を発展させるために、ビルマ社会主義への道に従って、社会主義経済制度を建設する。

——人が自分の運命を自分で形成するようにビルマ社会主義への道に従って、社会民主主義的生活様式を建設する。

——ビルマ社会主義共和国において、永久に団結と、人種的平等のなかで生活する。

——この憲法にもとづく民主的、個人的権利を享受しつつ、国家の利益のために、凡ゆる義務を遂行する。

——世界平和と国家間の友好のために常に努力する。

## 第1章 国家

第1条——ビルマは労働者人民の独立主権社会主義国家である。国家はビルマ社会主義共和国 (Socialist Republic of the Union of Burma) と呼ばれる。

第2条——ビルマ社会主義共和国は、土着の人々が共に生活する国家である。

第3条——国家の領域は、この憲法が採択される日の状態の通りである。

第4条——国家の主権は国家の全域に及ぶ。

## 第2章 基本原則

第5条——社会主義は国家の目標である。

第6条——国家の経済制度は社会主義経済制度である

第7条——国家の構成は社会主義民主主義に基礎をおく。

第8条——国家は人間による人間の、ある民族グループによる他のグループの、搾取から解放される。

第9条——国家は、農民、肉体・精神労働者からなる労働者人民の利益を保護する。

第10条——略（青年）

第11条——国家を導く唯一つの政党は、ビルマ社会主義計画党である。

第12条——国家の立法、行政、司法権は、農民、労働者を基礎とする全民族グループからなる人民にある。

第13条——人民議会（People's Congress）が自身立法権を行使し、この憲法により結成される中央および地方機関に、行政権、司法権を付与する。

第14条——中央および地方機関は社会主義民主主義、集団指導にもとづき活動する。

第15条——法に定められた資格をも全市民は、中央および地方機関に参加し、発言し、選挙し、選挙され、また人民の代表をリコールする権限をもつ。

第16条——何らかの権力機関に選出された代表は、その選挙民に定期的に報告し、意見を求めるものとする。

第17条——地域の人民は地域の問題を解決するためにできるだけ広範に参加するものとする。地域人民は権利と義務をもつ。

第18条——国家は、

①地上および地下、水上および水中、一切の土地とその空間の凡ゆる天然資源の本来の所有者である。

②全民族の労働者人民の利益のために、天然資源を開発、利用する仕事に責任をもつ。

第19条——生産手段は国家により国有化される。まだ国有化されないものは協同組合企業となる。

第20条——国家は個人に対し、社会主義経済制度に影響を及ぼさない個人企業の運営を許可しうる。

第21条——国家は人民の団結と友好を常に発展させねばならない。

第22条——各民族は公共の利益と法に反せぬ限り、その固有の言語を話し、文化を発展させ、宗教を信じ、伝

統と習慣に従うことができる。

第23条——市民は次の権利をもつ。

①民族、宗教、地位、性にかかわらず、法の前に平等であること。

②機会平等。

③その労働に応じて報酬をうること。

④法にもとづく相続。

第24条——犯罪はその行為の時点において存在する法により処罰される。いかなる刑法も遡及力をもたない。

第25条——人間の尊厳を犯す刑罰は課せられることはない。

第26条——この憲法に規定された自由、権利、権限、義務、制限を実現するための関係法規が制定される。

第27条——国家は、世界平和と諸民族の友好のための独立した対外政策を採択し、国家間の平和共存の原則を守る。

第28条——以上の原則は、憲法と法律の諸規定を解釈するうえでのガイドラインとする。

## 第3章 国家の構成

第29条——中央における指導権と地方における実施が、国家を組織し、建設するうえでの原則となる。

第30条——ビルマ社会主義共和国の行政単位は次の通りとする：——

①村落は村区に統合される。

②町区は町に統合される。

③村区と町は郡区に統合される。

④郡区は州あるいは管区に統合される。

⑤州あるいは管区は国家に統合される。

第31条——①Chin 特別区は Chin 州となる。

②Tavoy 県と Mergui 県は Tenasserim 管区となる。

③Moulmein と Thaton 両県は Mon 州となる。

④Arakan 管区は Arakan 州となる。

第32条——ビルマ社会主義共和国の州と管区は次の通り。

①Kachin 州、②Kayah 州、③Kawthoolei 州、④Chin 州、⑤Sagaing 管区、⑥Tenasserim 管区、⑦Pegu 管区、⑧Magwe 管区、⑨Mandalay 管区、⑩Mon 州、⑪Arakan 州、⑫Rangoon 管区、⑬Shan 州、⑭Irrawaddy 管区。

第33条——ビルマ社会主義共和国は一院制の人民議会をもつ。

第34条——人民議会の決定にもとづき、国家権力と国家サービスの機関を指導、監督、調整するために、国家評議会が結成される。

第35条——人民議會により規定された業務を実行するために、次の機関が結成される：

- ①閣僚評議会
- ②人民判事委員会
- ③人民検事委員会
- ④人民業務監査委員会

第36条——各州、管区、郡区、町区、村区は人民評議会をもつ。

第37条——各人民評議会にも執行委員会と人民業務監査委員会がおかれる。

第38条——必要に応じ中央と地方に、公共行政機関、裁判所、検事局、など国家サービス機関が結成される。

第39条——人民議會は、もし必要ならば、州の利益をもとづき州の領域を再画定することができる。

第40条——人民議會は、

①対衆地域住民の過半数の同意をえて、州および管区を結成することができる。

②同じく住民の同意をえて、州と管区の領域、名称を変更することができる。

第41条——閣僚評議会は当該人民評議会と協議して、村、村区、町区、町、郡区を組織、再編成することができる。

#### 第4章 人民議會

第42条——人民議會は市民のために国家の主権を行使する国家の最高機関である。

第43条——人民議會はこの憲法と別の選挙法規により投票権をもつ市民の秘密、直接投票で選出された人民代表により結成される。

第44条——人民議會の任期は第一回会合より4年間である。

第45条——国家の立法権は人民議會のみにある。

第46条——人民議會はこの憲法の規定にもとづき、国家の行政と司法権限を国家機関に委任することができる。

第47条——人民議會は、当該州あるいは管区からの人民議會メンバーの総数の75%の同意をえて、ある民族グループの文化に関する法律を制定しうる。

第48条——人民議會のみが、国家の経済計画、年次予算、税金に関する法律を公布しうる。

第49条——人民議會は、

①通常事項は多数決で、②重要事項は4分の3多数決で、③事項が通常か重要かは多数決で決定する。

第50条——人民議會は4分の3多数決で、宣戦布告と講和を決定する。人民議會が休会中の場合、国家評議会は緊急会期を招集する。

第51条——人民議會は必要に応じて、国民投票を決定することができる。

第52条——人民議會の定例会期は少なくとも年2回、少なくとも6カ月の期間内に行なわれる。休会期間は10カ月を越えることはできない。国家評議会は必要に応じて、人民議會の臨時、あるいは緊急会機を招集しうる。

第53条——国家評議会は、議會メンバーの34%の要求により、人民議會をできるだけ早く招集する。

第54条——①人民議會の議長団は、各会期毎に選出される。②州、管区の代表の間から各1人の議長が選ばれ、人民議會はそれを承認する。③議長団は人民議會を主催する。④国家評議会メンバーは議長となることはできない。⑤議長団は、人民議會の次期会期までその義務を遂行する。⑥議員の34%の要求による会期を国家評議会が召集しえないときは、議長団が人民議會を召集する。

第55条——人民議會は、メンバーから選ばれた人々からなる、人民議會の経済、財政、社会、公共行政、立法、外交、その他の委員会を結成する。

第56条——人民議會は、国家評議会と閣僚会議の適当なメンバーからなる国防治安委員会を結成する。同委員会の権限と義務は、人民議會が制定する法律で定める。

第57条——人民議會により結成される人民業務監査委員会は、各段階の人民評議会、国家サービス機関、その他人民のための組織の活動を評定するため必要な調査を行ないうる。人民議會は、同委員会がこうした調査のために必要な委員会を設けることを認める。

第58条——人民議會は必要に応じて一定の権利と義務をもつ委員会を結成しうる。

第59条——人民議會は人民議會問題委員会が従う規定を定める。

第60条——人民議會により選ばれた国家権力機関は、人民議會が開催中は人民議會に、休会中は国家評議会に責任をもつ。

第61条——①人民議會メンバーは会期中において、議長団の事前承認なしに逮捕、拘禁されることはない。②人民議會のいかなる委員会のメンバーについても①と同様である。③議會休会中の上記メンバーの逮捕は、直ちに国家評議会に通告される。

第62条——人民議會メンバーは会議中での行動と発言について、人民議會の規定以外により訴追されることはない。

第63条——閣僚評議会は、人民議會メンバーからの文書による質問に対しては、文書受取日より3週間以内に文書で回答する。

第64条——人民議會はメンバーの75%の同意をえて解

散することができる。

第65条——人民議会は、次の理由のひとつにもとづき、ひとつあるいは全ての人民評議会を解散することができる：

- ①全民族グループの団結を損うために意図的に行動しているとき。
- ②国家の存続を危険に陥れるとき。
- ③人民議会の決議に反し、反対するとき。

## 第5章 国家評議会

第66条——人民議会はそのメンバーの間から国家評議会を選出する。

第67条——①国家評議会は各州と管区の代表の間から選ばれた各1人の代表を含む。②国家評議会は第67項第1号の規定で選ばれた代表の合計数と同数の、人民議会メンバーの間から選ばれたメンバーを含む。③首相と④閣僚評議会から選ばれた2人のメンバーを含む。

第68条——第67条①、②各項の規定で選ばれた国家評議会メンバーは、彼等の中から国家評議会議長と国家評議会書記各1人を選出する。

第69条——国家評議会議長は国家の大統領となる。

第70条——大統領の任期は国家評議会のそれと同じである。

第71条——大統領は国家を代表する。

第72条——国家評議会議長が一時的にその職務を実行しえぬときは、国家評議会書記が代行する。

第73条——国家評議会はこの憲法の実施する責務をもつ。

第74条——国家評議会は人民議会に責任をもつ。

第75条——国家評議会の任期は人民議会と同じとする。人民議会の任期終了後、国家評議会は新国家評議会結成まで任務を遂行する。

第76条——国家評議会はその活動報告を人民議会の各会期に提出する。

第77条——国家評議会は次の義務を遂行する：

- ①人民議会議長団と協議して人民議会を召集する。
- ②憲法以外の法律の規定を解釈する。
- ③人民議会の立法を公布する。
- ④人民議会が閣僚評議会を選出することを可能とさせるため、第67項①、②号で構成される国家評議会メンバーより人民議会メンバーの間から候補者リストを提出する。
- ⑤人民刑事委員会を選出するため、人民議会に対し、人民議会メンバーから候補者リストを提出する。
- ⑥人民議会が人民検事委員会を選出するのために、人民議会メンバーから候補者リストを提出する。

⑦人民議会が人民業務監査委員会を選出するために、人民議会メンバーより候補者リストを提出する。

⑧人民議会が人民議会問題委員会を選出するために候補者リストを提出する。

⑨大使の任免。

⑩外国大使の信任状接受と召還要請。

⑪人民議会の承認をえて、外国との条約を締結し、廃止し、批准すること。

⑫閣僚評議会メンバーではない副閣僚の任免。

⑬国家サービス機関の長の任免。

⑭閣僚評議会と各段階の人民評議会の決定、通達が法に反する場合、それらの廃止。

⑮名誉の授与とはく奪。

⑯大赦権の行使。

⑰憲法に定められた権限と義務の履行。

第78条——国家評議会は人民議会の休会中において、第48項に規定されたもの以外のいかなる問題についても、必要に応じて、法律の効力をもつ通達を出す権限をもつ。これらの通達の批准は、90日以内に開かれる人民議会の次の会期において求められる。

第79条——国家評議会は国家に対する侵略に際し、人民議会の緊急会議を召集せねばならない。もし人民議会召集が不可能な場合、国家評議会は必要な軍事措置を講じうる。こうした措置の批准は次の人民議会会期においてなされる。

第80条——全国、あるいはいくつかの地域において、国家の防衛と治安に影響を及ぼす重大な事態が生じたとき、国家評議会は、必要ならば、“緊急事態と戒厳令の布告”を行なうことができる。全国的、あるいは地方的動員を命じることができる。こうした措置の批准は人民議会の次期会期で求められる。

第81条——国家評議会は人民議会が制定する法律に従って、国家機関と国家サービス機関の業務を指導、監督、調整する。

第82条——国家評議会議長は人民議会の立法、決議および国家評議会の通達に調印する。

第83条——国家サービス機関の結成、国家雇用員の任命は、国家評議会の決定によってのみなされる。

第84条——戦争あるいは自然災害のため選挙を行なうことができぬ場合、国家評議会は人民議会に対し、人民議会と各レベルの人民評議会の任期を、その終了後から18カ月の期間延長することを勧告することができる。

第85条——もし全国で非常事態が生じた場合、国家評議会は「非常事態」を宣言し、人民議会を召集する。もし議会に会議成立に必要な数のメンバーが出席しえぬとき、次の措置がとられる。

①国家評議会、閣僚評議会、人民刑事委員会、人民検事委員会、人民業務監査委員会が合同で人民議会の義務を遂行する。

②人民議会は情況が許し次第できるだけ早く召集され、①による業務の批准が求められる。

## 第6章 閣僚評議会

第86条——閣僚評議会は次のようにして結成される。

①人民議会は、第67項①、②により選出された国家評議会メンバーにより提出された人民議会メンバーのリストにある人物を閣僚評議会に選出する。

②閣僚評議会は首相を互選する。

③閣僚評議会は首相より提出されたりリストにある人物から副首相を選出する。

第87条——閣僚評議会は公共行政の最高国家機関である。

第88条——閣僚評議会は、人民議会開催中は人民議会に、休会中は国家評議会に責任を負う。

第89条——閣僚評議会は、①国家評議会に、副閣僚(複数)を任命するために人民議会メンバーからなるリストを提出する、②国家評議会に副閣僚の解任を勧告しうる。

第90条——①閣僚評議会の任期は人民議会の任期と同じである。閣僚評議会は人民議会解散後、新しい閣僚評議会が選出されるまで、その職務を継続する。②副閣僚の任期は閣僚評議会の任期と同じである。

第91条——閣僚評議会は、

①行政、経済、財政、社会、文化、外交および国防に責任をもち、人民議会のためにそれらを集団指導の原則にもとづき運営する。

②全民族グループの経済計画にもとづいて社会主義経済制度を建設する。

③人民議会決議と国家評議会通達を実行する。

④閣僚、公共行政機関および各レベルの人民評議会執行委を指導、調整、連絡させる。

⑤法の支配、法と秩序を守る。

⑥人民議会あるいは国家評議会が規定するその他の義務の実行。

第92条——閣僚評議会は国家評議会を通して、次の業務を人民議会に提出する：

①長期および短期の経済計画。

②年次予算。

③国家情勢についての年次報告。

④時宜に応じて必要とされる諸報告。

第93条——次の諸事項については、閣僚評議会のみが、国家評議会を通じて、人民議会の立法を求めるため

に諸法律を提出する：

①経済計画関係法案。

②予算関係法案。

③税制関係法案。

第94条——閣僚あるいは副閣僚は、国家評議会あるいは人民議会の求めに応じて、説明のため会議に出席する。

第95条——各閣僚は各段階の公共行政機関の業務遂行の成功に責任を負う。

第96条——各閣僚は閣僚評議会に責任を負う。

第97条——閣僚評議会は各段階の公共行政機関の義務と権限を規定する。

第98条——各段階の公共行政機関は上級機関および関係人民評議会に責任を負い、その統制と監督を受け入れる。

第99条——閣僚評議会は国家評議会の承認をえて、各段階で必要に応じて公共行政機関を組織し、また国家サービス機関を結成し、それら機関に人員を任命することができる。

## 第7章 司法機関

第100条——裁判所は次の原則にもとづき司法活動を遂行する：

①社会主義制度のために保護を与える。

②労働者人民のために保護を与える。

③犯罪者の処罰は、道徳的人格の再形成のためになされる。

④、⑤、⑥～略。

⑦法にもとづき弁護する権利、上訴する権利は全ての場合に保護される。

第101条——裁判所における司法行政は集团的行動を通じてのみなされる。法にもとづく司法行政の自由があるものとす。

第102条——人民軍兵士に対しては、法にもとづき、軍事法廷が結成されうるものとす。

第103条——機能にもとづいた裁判所が法にもとづき結成されうるものとする。

第104条——裁判所は審理に際しビルマ語を使用するものとす。必要に応じ、各民族語も使用しうる。

第105条——人民刑事委員会、最高裁判所、州・管区裁判所、郡区裁判所、町区・村区裁判所、軍事法廷、機能別裁判所は、人民議会の定める法にもとづき裁判を行なう権利をもつ。

第106条——人民議会は国家評議会より提出された人民議会メンバーからなる候補者リストより、人民刑事委員会メンバーを選出する。

第 107 条——略。

第 108 条——人民判事委員会の任期は人民議会と同様とす。

第 109 条——人民判事委員会は、

①国家の最高裁判所である。

②そのメンバーのみで法廷を組織し、最高裁判所として、司法行政を遂行する。

第 110 条——略。

第 111 条——人民判事委員会は人民議会に責任を負う。

第 112 条——州および管区人民評議会は、そのメンバーあるいは他の適任者によって、必要に応じ、州・管区裁判所を結成する。

第 113 条——郡区人民評議会は、そのメンバーあるいは他の適任者によって、必要に応じ、郡区裁判所を結成する。

第 114 条——町区・村区人民評議会は、そのメンバーあるいは他の適任者によって、必要に応じて、町区・村区裁判所を結成する。

第 115 条——略。

## 第 8 章 人民検事委員会

第 116 条——人民議会は国家評議会より提出されたそのメンバーからなる候補者リストより、人民検事委員会メンバーを選出する。

第 117 条——略。

第 118 条——人民検事委員会の任期は人民議会と同様とする。

第 119 条——人民検事委員会は次の義務を遂行する：

①社会主義制度の保護。

②労働者人民の利益の保護。

③国家評議会と閣僚評議会に対し、法律問題について助言する。

④公共行政機関の業務が法に反する場合、国家評議会に報告する。

⑤法により定められた業務の遂行。

第 120 条——人民検事委員会は人民議会に責任を負う。

第 121 条——人民検事委員会は国家評議会の承認をえて、中央、州、管区、郡区の人民検事機関を結成し、人民検事とそのスタッフを任命する。

第 122 条——略。

第 123 条——略。

## 第 9 章 人民業務監査委員会

第 124 条——人民議会は国家評議会により提出された

人民議会メンバーからなる候補者リストから人民業務監査委員会メンバーを選出する。

第 125 条——略。

第 126 条——人民業務監査委員会は公共業務監査に関する最高機関である。

第 127 条——人民業務監査委員会は人民議会に責任を負う。

第 128 条——人民業務監査委員会の任期は人民議会と同様である。

第 129 条——人民業務監査委員会は人民の利益にもとづき、その業務の適否について、国家サービス機関および法で許されるその他機関を監査する。

第 130 条——州と管区人民評議会および各段階の人民評議会は、そのメンバーからなる人民業務監査委員会を結成する。

第 131 条——略。

第 132 条——略。

第 133 条——略。

## 第 10 章 人民評議会

第 134 条——各段階の人民評議会は、選挙権ある当該地域住民より選出された人民代表により結成される。

第 135 条——各段階の人民評議会メンバーの数は法により定める。

第 136 条——各段階の人民評議会の任期は、その第 1 回会期の開催日より 4 年間とする。

第 137 条——各段階の人民評議会は、法の枠内で地方業務を達成する責任をもつ国家権力の地方機関である。その業務は次の通りである。

①経済および社会活動と公共行政

②司法行政

③地方治安、防衛、法・秩序の維持

④各民族の伝統的文化の保護と各民族の団結の維持

⑤経済計画の立案とその達成

⑥年次予算の準備とその調整

⑦建設、復興、開発事業

⑧通信

⑨国家の地方機関の業務調整と監督の指導

⑩人民の指導

⑪その他法に定められた、人民に利益となる諸活動

第 138 条——

①各段階の人民評議会は法にもとづき会合を開く。

②, ③, ④, ⑤, ⑥—略。

第 139 条——各段階の人民評議会はそのメンバーからなる人民評議会問題委員会を結成する。

第 140 条——各評議会の決定を実行するために、各人



民評議会によりそのメンバーから執行委員会が選出される。執行委員会は秘密投票によりそのメンバーから議長と書記を選出する。

第141条——執行委員会議長は当該各州、管区、郡区、町区・村区の議長となる。

第142条——各人民評議会によりそのメンバーから、各々の人民評議会の業務を調べるために、人民業務監査委員会が選出される。

第143条——執行委員会および人民業務監査委員会は当該人民評議会に責任を負う。

第144条——執行委員会は次の機能をもつ：

①議長団と協議して人民評議会を召集する。  
②評議会により採択された命令・指示の公布と実行。  
③閣僚評議会および各段階の人民評議会により指令された業務の実行。

④上級・下級の執行委員会との業務調整。

⑤人民評議会休会期間中の事項について人民評議会に報告する。

第145条——人民業務監査委員会は次の機能をもつ：

①, ②, ③～略。

第146条——各段階の執行委員会と人民業務監査委員会の任期は人民評議会と同様とする。

第147条——①人民評議会メンバーはその会議場での発言と行動について人民評議会の規定以外の法により訴追されない。

②人民評議会メンバーの逮捕・拘禁はその会期中にあっては、議長団の事前承認なしに行なわれない。

③人民評議会メンバーの逮捕・拘禁は、会期中において、執行委員会の承認なしに行なうことはできない。

④非会期中の人民評議会メンバーの逮捕・拘禁は当該評議会執行委員会に報告される。

第148条——人民評議会メンバーは、選挙民に政策問題について報告する。

第149条——人民評議会メンバーは、人民の意志、提案を上級機関に提示し、その実現のために働く。

## 第11章 国民の基本的権利と義務

第150条——①ビルマ社会主義共和国の国民である両親から生まれた者は全て国民である。

②この憲法採択時に合法的に国民である者はまた国民となる。

第151条——市民権、帰化、市民権の放棄については法で定める。

第152条——各市民は、人種、地位、公的地位、財産、文化水準、血統、宗教、性別を問わず、法の前に平等である。

第153条——各市民は、①その能力に応じて労働する。②その投入した努力、物理的、知的労働に応じた報酬を受ける権利をもつ。③社会主義経済制度の枠内で国家により許される職業活動を追求する権利をもつ。

第154条——各市民は①わが国のいかなる場所にも定住する権利をもつ。②国家によってなされる医療を受ける権利をもつ。

第155条——各労働市民は、①休息とレクリエーション、②法に定められた労働時間と休暇を享受する権利をもつ。

第156条——各労働市民は法により報酬と補償を受けるものとする、①その老令において、②労働の場での災害のために、③不具となったとき、④労働市民の死後その親族はそれらの補償、報酬を。

第157条——①各市民は教育を受ける権利をもつ。②ビルマ語は共通語とする。各民族はその言語を学ぶ権利をもつ。③各市民は義務教育を受けるものとする。

第158条——①各市民は自由に科学研究を行ない、芸術を創造的に追求し、文化的活動を行なう権利をもつ。

②各市民は自らが好む、言語を使い、習慣、文化、伝統に従い、宗教を信じる権利をもつ。こうしたことの実行が、共和国全体の基礎である社会主義社会秩序を損わないものとする。この点について、ひとつあるいはいくつかの民族グループに危険な影響を及ぼす行動は、関係者との徹底的な協議とその完全な同意とをえて後のみ行なうものとする。

③上記2項目の規定にかかわらず、土着諸民族の団結と統一、国家の安全、社会主義社会秩序を脅かす行動は禁じられる。この禁を犯した者は全て罰せられる。

第159条——①女子は男子と同等の政治的、経済的、社会的、文化的権利をもつ。

②母、子供、妊婦による権利をもつ。

③市民による両親から生れた子供は平等の権利をもつ

④女子は、結婚、離婚、相続、その子供の保護について、法に定める権利と自由をもつ。

第160条——各市民は、①この憲法の規定に従い、人民議会と各段階の人民評議会への選挙権と被選挙権をもつ。

②関係法規に従い、人民議会と各段階の人民評議会選挙のための候補者リストを提出する権利をもつ。

③人民議会と各段階の人民評議会に選ばれたメンバーをリコールする権利をもつ。

第161条——①市民は思想、信条、信仰の自由をもつ。

②各種の自由権は第161条第1項で保障されているが、国家は労働人民の利益、平和と秩序のために、法律を制定しうる。

③宗教は私人の事柄である。宗教と宗教団体は政治目的のために乱用されてはならない。このための法律が制定される。

第162条——労働人民と社会主義の利益において、各市民による言論、表現、出版の自由が認められる。

第163条——市民はこの憲法の規定で認められる政治的、階級的、大衆的、社会的組織に自由に参加し、それらを組織し、集会を開き、活動に参加する権利をもつ。国家はこれらの権利を享受するうえで市民に必要な援助を与える。

第164条——いかなる市民も次の結果を生じる行為を行なう自由と権利を認められない。

①この憲法に規定された社会主義制度の基礎と本質を破壊すること。

②公共の平和と平静を破壊すること。

③国家主権を侵犯すること。

④各民族の友好と団結を破壊すること。

⑤法の違反を扇動すること。

⑥公共の道義に反するその他の行為を行なうこと。

第165条——①各市民の個人的自由と安全は守られるものとする。

②いかなる市民も裁判所の許可なく24時間以上拘禁されることはない。

③国家は国外にあるビルマ国民の保護に責任をもつ。

第166条——この憲法の規定に従い、法の保護が市民の住居、財産、通信の安全のために与えられる。

第167条——市民の正当なる労働による報酬、貯蓄、財産、住居、社会主義経済制度のなかで所有を許されている生産手段、法により許されているその他の所有権は、法により保護される。

第168条——各市民の相続権は法により保護される。

第169条——①各市民はこの憲法により与えられる権利を完全に保有するものとする。

②市民の権利を最も効果的に保護するため法律が公布されるものとする。

第170条——①各市民はその苦情を国家機関に訴える権利をもつ。

②国家機関は市民の訴えを効果的に調査し、必要な行動をとる。

第171条——国家サービス機関にあるある人物あるいは組織が、市民の権利を傷つけた場合、市民はそれらを訴える権利を保障される。賠償請求権は保障される。これについては法で定める。

第172条——市民は憲法、法律を守り、社会主義社会建設のための諸規定を守り、また課せられた義務を履行する責任をもつ。

第173条——市民は公共財産、共同組合財産、共有財産を保護し、国防と社会の生活水準向上のための社会主義的投資の成長に努力する責任をもつ。

第174条——市民はビルマ社会主義共和国とその主権を守る責任をもつ。この責任は名誉にかかわるものである。

第175条——各市民は、①年令に達すれば基礎的な軍事科学を学び、②国防のために、法に定める軍務に服するものとする。

第176条——市民は法にもとづき納税する義務を負う。

## 第12章 選挙制度

第177条——選挙制度の基本目標は次の如くである。

①労働人民を忠実に代表する人民代表を選出する。

②選挙に市民の広範な参加を確保する。

③労働人民を忠実に代表する立法、行政、司法機関を選出する。

第178条——①人民の代表は市民の直接秘密投票により選ばれる。

②18歳以上の全市民は投票権をもつ。

③各人の投票権は平等とする。

第179条——投票権をもつ者のうち、次の資格を保有するものは、人民議会と各段階の人民評議会に人民代表として選出される権利をもつ。

①市民たる両親から生れた市民である。

②21歳以上の者は村区・町区人民評議会と郡区人民評議会に選出される。

③州あるいは管区人民評議会に選出されるためには25歳以上であること。

④人民議会に選出されるためには30歳以上であること。

第180条——次の者は選挙権、被選挙権を与えられない。

①宗教上の職にある者。

②選挙法により資格を奪われた者。

第181条——ビルマ社会主義計画党は、その指導により結成された大衆的、階級的組織、および各選挙区選挙民と調整して、人民議会と各段階の人民評議会への人民代表選出のための候補者リストを提出する。

第182条——人民議会と各段階の人民評議会の人民代表選挙のための選挙区は次のように定められる。

①町区あるいは村区人民評議会選挙区

②郡区人民評議会選挙区

③州あるいは管区人民評議会選挙区

④人民議会選挙区

第183条——①人民議会議選挙区は郡区別に組織される。

②各郡区から2人の代表が人民議会議に選出される。

③多くの人口をもつ郡区は、上記第2項の規定に加えて、法により、人口に比例した割合の代表を追加選出する権利をもつ。

第184条——人民議会議と人民評議会議の選挙費用は国費とする。

第185条——人民議会議への人民代表としての選挙候補者は法に反した選挙運動を行なってはならない。

第186条——人民議会議は人民代表選出のための必要法規を公布する。

第187条——ある選挙において、人民代表としての選挙候補者は、①人民議会議かあるいはある段階のみの人民評議会議に立候補する権利をもつ、②1選挙区からのみ立候補する権利をもつ。

第188条——①人民議会議と各段階の人民評議会議の任期終了前6カ月に、選挙委員会が結成される。

②選挙委員会結成のために、国家評議会議は人民議会議に対し、国家評議会議および閣僚評議会議メンバー以外の人民議会議メンバーおよびその他の適任者からなる任命リストを提出する。

③選挙委員会は必要に応じ各段階に支部を置く。

④——略。

⑤選挙委員会は人民議会議および各段階の人民評議会議の任期終了後、あるいは人民議会議解散後、60日以内に選挙を行なうものとす。

⑥人民議会議が第65条により解散したときは、新人民議会議選挙は解散日より30日以内に行なわれる。新人民議会議は選挙日より30日以内と会期を開催せねばならない。

⑦人民議会議と各段階の人民評議会議は、選挙後30日以内に会期を開かねばならない。

### 第13章 リコール、辞任、交替

第189条——代表を選出した人民あるいは組織は、次の理由により、代表をリコールする権利をもつ。

①憲法の違反。

②義務の不履行。

③道徳的悪行。

第190条——略。

第191条——略。

### 第14章 国旗、国章、国歌、首都

第192条——略。(国旗の見本)

第193条——略。(国章の見本)

第194条——国歌一略。

第195条——ラングーンは国家の首都となる。

### 第15章 憲法の改正

第196条——この憲法の規定は次の条件によってのみ改正される：

①この憲法の序章、第1章第1条、第4条、第2章第5、第6、第7、第8、第9、第11、第12、第14、第18、第21各条、第3章第29、第30、第33各条、第4章第42、第45、第47各条、第15章第196条は、国民投票において投票権者の半数以上の支持によってのみ改正されうる。

②第1項に定める以外の各項は、人民議会議メンバー総数の少なくとも75%の同意により改正しうる。

③人民議会議メンバーは人民議会議に、憲法改正の動議を提出する権利をもつ。

④人民評議会議が憲法改正動議を提出するときは、下級から上級へ、最後に人民議会議になされるようにせねばならない。

### 第16章 補足規定

第197条——この憲法は国民投票において投票権者の半数以上の支持により採択された後30日後に全国で施行される。

第198条——この憲法が公布された日から人民議会議第1回会合の開かれる日までの間、革命評議会議がこの憲法による人民議会議の職務を代行する。

第199条——略。

第200条——ビルマ語は国家機関における公用語とする。

第201条——ビルマ社会主義共和国は、革命評議会議が発した法令、通達、政策、指針、その権利と義務をひきつぐ。

第202条——略。

第203条——略。

第204条——略。

第205条——①この憲法は国家の全法律の基本法規である。

②現行法令、通達は人民議会議により改廃されぬ限り、またこの憲法に反せぬ限り有効である。

③——略。

④この憲法公布時に革命評議会議の下にある全機関、人員は、国家評議会議が改めて規定せぬ限りそのまま存続する。

第206条——略。

第207条——ビルマ社会主義計画党とその指導により結成された大衆的、階級的組織、および労働人民は、各段階の国家機関に対し経済計画、予算、立法について、

提案を行なう権利をもつ。

第 208 条——人民議会で人民評議会の会議はメンバーの75%の出席で成立する。

第 209 条——略。

第 210 条——略。

### 3. “人民への報告1972年度版”

9月29日 ▶財務・計画省，“人民への報告 1972 年度”発表。その要旨は以下の通り。

#### 〔革命政権10年間の実績回顧〕

●この報告の発表は2つの重要な事態と一致している。1971～72年は革命評議会議政権第10年目にあたるといのがその第1であり、また1971～72年度が第1次4カ年計画の初年度であるというのがその第2である。

この報告はしたがって、革命評議会議政権10年間の概観と、4カ年計画初年度の実績の報告とを含んでいる。

●過去10年間の経済記録をふりかえると、純国内生産は年率平均4%で、39.7%上昇した。1人当りの増加は、純生産で1.3%、純所得で1.9%、純消費で1.9%、投資で5%であった。しかし人口増のため、実際の伸びはごく限られたものであった。

●この期間に経済的上昇と下降があった。1961—62年から1964—65年までは、国家経済は上昇し、1964—65年から1966—67年は下降、1967—68年からは徐々に回復した。この動揺は農業生産の動きと密接な関連をもっていた。

工業生産の60%余が農業生産に依存するゆえに、農業生産の低下は工業生産の低下をもたらす。一方豊作は常に消費を増大させ、より多くの工業用原料を供給し、輸出を増加させる。この10年間の初期には輸出の80%が農業生産物からなっていた。この比率は米輸出が低下したにもかかわらず、最近でも60%を占めている。

●多くの要因が毎年の輸出の大きさを決定するが、各年の収穫量が最も重要な要因である。輸出額は今度は輸入額を決定する。輸入の変動は国内工業用原料の供給を変動させ、国内工業生産に不安定をもたらす。

1961—62年以前に設立された私経営の製造工業は、専ら輸入原料に依存していた。その生産物には緊要なものとしてでないものがあつた。これらの工場の生産は輸出悪化により、輸入が制限されたとき、低下せざるをえなかった。

かくして1961—62年から1964—65年の間の好収穫は経済を改善し、1964—65年の収穫不良は経済を悪化させ、1967—68年以降の農業生産改善は国家経済を徐々に回復させた。

今日の経済的不安定は、ひとつないしふたつの産品に

経済が依存している国々に共通してみられるものであり、ビルマもまたこの10年間、こうした国々の運命を避けることができなかった。

●こうした状況から逃れるために、ビルマはその経済を多角化せねばならない。革命政府はその経済はアンバランスなものから、バランスのとれたものとするために、あらゆる手段をとってきた。

この10年間の資本投資は65億8000万チャットを越え、うち18億7000万チャット(29%)が製造工業分野であった。資本の年間投資は、1961—62年以前の3億チャットから6億5000万チャットを上回るようになった。

●各産業分野における10年間の実績は次の通りである。

(農業) 農作業の機械化、肥料、殺虫剤、かんがい等に対し、6億1000万チャットが投資された。この10年間に農業生産は、年率4%の割で、40%上昇した。

(畜産) 10年間に、淡水魚生産は30%、海産魚は38%それぞれ上昇した。家畜生産は年率11%、合計113%上昇した。この分野には3640万チャットが投資された。

(林業) チーク生産は44%、堅木材は6%増加した。林業総生産は32%増、資本投資は1億3000万チャットであった。

(鉱業) この分野には3億5000万チャットが投資され、原油生産が70%、その他鉱物生産が33%上昇した。

(製造業) 1969—70年価格にもとづけば、工業生産は、1961—62年の44億5000万チャットから1971—72年の55億8000万チャットへと上昇した。これは10年間で25%の上昇である。国営企業分野のみでは、1961—62年の12億7000万チャットから1971—72年の24億3000万チャットへと上昇した。

国家は18億7000万チャットを投資し、現在1,124工場を操業し、19工場を建設中である。

(電力) 2億5000万チャットが投資された。

(運輸) 国営運送により運ばれた量は、1961—62年の480万トンから1971—72年は830万トンとなった。投資額は10億3000万チャットである。

(社会サービス) 教育投資は1961—62年の1億5000万チャットから1971—72年は3億4000万チャットに、保健への支出は5000万から1億3000万チャットへ増大した。

#### 〔第1次4カ年計画初年度実績〕

●初年度の目標は達成されなかった。この理由は次のものである。

——目標が各省間の話し合いのみで決定され、下部当局者との話し合いがなされていなかったこと。

——計画実施機構は各省別から集団的な特別に結成された計画達成委員会に移されていたが、行政機構が計画

		ビルマの生産、サービス、消費、投資額 (1961-62から1971-72) (1969-70年基準価格による)											(単位 100万チャット)										
		1961-62	1962-63	1963-64	1964-65	1965-66	1966-67	1967-68	1968-69	1969-70	1970-71	1971-72	1961-62	1962-63	1963-64	1964-65	1965-66	1966-67	1967-68	1968-69	1969-70	1970-71	1971-72
生	度	8,617.7	10,011.0	9,251.6	10,149.2	9,754.5	9,409.2	10,477.1	10,718.8	11,009.2	11,464.0	11,615.5	8,617.7	10,011.0	9,251.6	10,149.2	9,754.5	9,409.2	10,477.1	10,718.8	11,009.2	11,464.0	11,615.5
農	業	2,510.9	3,006.6	2,929.9	3,147.8	2,927.1	2,665.0	3,107.2	3,189.1	3,276.3	3,475.6	3,519.8	2,510.9	3,006.6	2,929.9	3,147.8	2,927.1	2,665.0	3,107.2	3,189.1	3,276.3	3,475.6	3,519.8
魚,	肉	565.9	699.8	748.7	749.2	664.0	827.6	893.0	874.2	945.9	1,031.6	1,055.4	565.9	699.8	748.7	749.2	664.0	827.6	893.0	874.2	945.9	1,031.6	1,055.4
林	業	341.8	389.0	359.5	376.4	396.9	393.3	403.9	401.0	398.5	426.6	449.8	341.8	389.0	359.5	376.4	396.9	393.3	403.9	401.0	398.5	426.6	449.8
鉱	業	179.8	213.4	171.6	205.5	164.8	178.7	180.1	202.5	192.3	213.3	238.5	179.8	213.4	171.6	205.5	164.8	178.7	180.1	202.5	192.3	213.3	238.5
工	業	4,455.0	5,103.9	4,487.0	5,103.6	4,895.8	4,630.7	5,158.6	5,253.5	5,408.5	5,556.6	5,584.7	4,455.0	5,103.9	4,487.0	5,103.6	4,895.8	4,630.7	5,158.6	5,253.5	5,408.5	5,556.6	5,584.7
電	力	65.7	66.2	62.7	61.4	75.6	76.8	81.6	87.3	93.8	102.7	105.6	65.7	66.2	62.7	61.4	75.6	76.8	81.6	87.3	93.8	102.7	105.6
建	設	498.6	532.1	492.2	505.3	630.3	637.1	652.7	711.2	693.9	657.6	661.7	498.6	532.1	492.2	505.3	630.3	637.1	652.7	711.2	693.9	657.6	661.7
サ	ー	2,721.5	2,816.0	2,820.7	3,051.4	3,118.5	3,038.9	3,113.4	3,236.0	3,419.5	3,529.7	3,695.7	2,721.5	2,816.0	2,820.7	3,051.4	3,118.5	3,038.9	3,113.4	3,236.0	3,419.5	3,529.7	3,695.7
一	ス	794.7	824.9	872.6	906.7	935.6	937.4	899.4	943.1	973.2	1,005.5	1,059.7	794.7	824.9	872.6	906.7	935.6	937.4	899.4	943.1	973.2	1,005.5	1,059.7
運	輸	31.2	29.7	32.8	35.4	32.3	30.4	40.5	37.1	39.3	41.4	40.3	31.2	29.7	32.8	35.4	32.3	30.4	40.5	37.1	39.3	41.4	40.3
通	信	143.5	136.4	146.6	162.4	140.2	134.2	160.1	149.1	129.2	148.4	153.6	143.5	136.4	146.6	162.4	140.2	134.2	160.1	149.1	129.2	148.4	153.6
金	融	1,089.8	1,149.7	1,095.9	1,224.5	1,254.5	1,168.7	1,227.5	1,310.5	1,414.6	1,439.8	1,519.3	1,089.8	1,149.7	1,095.9	1,224.5	1,254.5	1,168.7	1,227.5	1,310.5	1,414.6	1,439.8	1,519.3
社	会・行	662.3	675.3	672.8	722.4	755.9	768.2	784.9	796.3	863.2	894.6	922.8	662.3	675.3	672.8	722.4	755.9	768.2	784.9	796.3	863.2	894.6	922.8
地	代,その他	2,692.2	2,993.5	2,651.8	3,047.1	2,645.5	2,528.2	2,860.3	2,926.1	3,024.8	3,172.1	3,283.7	2,692.2	2,993.5	2,651.8	3,047.1	2,645.5	2,528.2	2,860.3	2,926.1	3,024.8	3,172.1	3,283.7
商	業	14,031.4	15,820.5	14,724.1	16,247.7	15,518.5	14,976.3	11,450.8	16,880.9	17,453.5	18,165.8	18,594.9	14,031.4	15,820.5	14,724.1	16,247.7	15,518.5	14,976.3	11,450.8	16,880.9	17,453.5	18,165.8	18,594.9
マ	イ	6,263.6	7,009.6	6,435.4	7,075.3	6,791.1	6,609.2	7,250.1	7,335.7	7,462.6	7,638.4	7,739.9	6,263.6	7,009.6	6,435.4	7,075.3	6,791.1	6,609.2	7,250.1	7,335.7	7,462.6	7,638.4	7,739.9
イ	ナ	7,767.8	8,810.9	8,288.7	9,172.4	8,727.4	8,367.1	9,200.7	9,545.2	9,990.9	10,527.4	10,855.0	7,767.8	8,810.9	8,288.7	9,172.4	8,727.4	8,367.1	9,200.7	9,545.2	9,990.9	10,527.4	10,855.0
ナ	ス	1,043.6	1,096.2	1,086.0	1,412.9	803.5	816.6	757.0	753.3	803.0	832.8	937.1	1,043.6	1,096.2	1,086.0	1,412.9	803.5	816.6	757.0	753.3	803.0	832.8	937.1
ス	産	1,266.8	1,256.9	1,137.0	1,082.4	925.7	669.4	516.1	551.9	535.6	584.5	650.0	1,266.8	1,256.9	1,137.0	1,082.4	925.7	669.4	516.1	551.9	535.6	584.5	650.0
純	入	7,544.6	8,650.2	8,237.7	9,502.9	8,605.2	8,514.3	9,441.6	9,746.6	10,263.3	10,775.7	11,142.1	7,544.6	8,650.2	8,237.7	9,502.9	8,605.2	8,514.3	9,441.6	9,746.6	10,263.3	10,775.7	11,142.1
生	出	6,784.8	7,845.4	7,495.3	8,080.5	8,278.6	7,517.0	7,968.7	8,476.2	8,809.5	9,394.4	9,998.6	6,784.8	7,845.4	7,495.3	8,080.5	8,278.6	7,517.0	7,968.7	8,476.2	8,809.5	9,394.4	9,998.6
産	分	690.8	691.8	790.0	806.9	856.1	990.3	1,054.4	1,076.6	1,160.4	1,206.4	1,288.5	690.8	691.8	790.0	806.9	856.1	990.3	1,054.4	1,076.6	1,160.4	1,206.4	1,288.5
純	費	(+)	69.0(+)	43.0(-)	47.6(+)	615.5(-)	529.5(+)	7.0(+)	418.5(+)	193.8(+)	293.4(+)	174.9(-)	(+)	69.0(+)	43.0(-)	47.6(+)	615.5(-)	529.5(+)	7.0(+)	418.5(+)	193.8(+)	293.4(+)	174.9(-)
生	産	603	667	608	657	615	580	628	626	633	644	644	603	667	608	657	615	580	628	626	633	644	644
産	純	334	371	342	371	346	324	349	354	362	373	376	334	371	342	371	346	324	349	354	362	373	376
所	得	324	364	340	384	341	330	358	361	372	382	386	324	364	340	384	341	330	358	361	372	382	386
消	費	292	331	309	327	328	291	302	314	319	333	346	292	331	309	327	328	291	302	314	319	333	346
費	資	30	29	33	33	34	38	40	40	42	43	45	30	29	33	33	34	38	40	40	42	43	45

の内容に応じて、バラバラになっていたこと。

—この特別な計画達成委員会が時として、各部局の業務を調整しえなかったこと。

“報告”は、計画の達成のために行政機構を再編成するよう指摘している。

●“報告”はまた食糧と消費物資価格の急上昇を指摘している。その理由として次のものがあげられている。

—輸出品価格の漸減と、輸入品価格の上昇。

—国営流通分野における商品配給活動の低滞。

—協同組合が組織的難務に追われ、商品流通業にその注意を集中しえなかったこと。

“報告”は価格引下げのため、次の改善案を指摘している。

—現在の生産力を最大限まで活用する。

—現在建設中の輸入代替工業の完成を急ぐこと。

—労働生産の向上を組織すること。

—国家流通機関と協同組合の商品配給手続きを合理化すること。

—消費者および生産者協同組合をより多く結成し、それらを商業原則で運営すること。

## 〔人口〕

- 人口は1961年の2278万人から1972年の2887万人に増加した。11年間で609万人(26.8%)増である。
- 総人口の54%が労働人口である。総労働人口1120万人の産業別配分は1971—72年においては次の通りである。

農 業	739万人
漁業・畜産	14 "
林 業	12 "
鉱 業	3 "
工 業	77 "
動 力	1 "
建 設	19 "
運 輸 通 信	38 "
社 会	14 "
経 営	34 "
商 業	100 "
臨 時	63 "

## 〔生産全般〕

- 1970—71年に比較して、1971—72年の平均1人当り生産は0.8%増加、1人当り所得は1%、1人当り消費は3.9%、1人当り投資は4.7%増加した。
  - 1971—72年度の国民生産は、生産51.7%、サービス22.9%、流通25.4%からなり、これまでの10年間のパターンと同様であった。
  - 生産の所有に関しては、国家が29.7% (1961—62年は19.5%)、協同組合が1.8% (1961—62年は0.4%)、私企業68.5% (1961—62年は80.1%)となっている。
- 生産手段、サービス、流通の所有に関しては、国家が39.3% (1961—62年は29.5%)、協同組合が2.5% (1961—62年は0.6%)、私営58.2% (1961—62年は69.9%)となっている。

## 〔農業〕

- 1971—72年度、全国で34億9980万チャットの農産物が生産された。(1969—70年基準価格では29億3490万チャット)。対前年増加率は1.3%であった。
  - 約450万人の農民のうち86.91%が10エーカー以下の土地を耕作している。これら小農民が耕作する土地面積は1300万エーカー以上で、全耕地の57.65%である。
  - 1971—72年の作付面積は1958万6000エーカーで、10年前より189万エーカー増である。一度以上作付けがなされた土地は301万5000エーカーで、10年前より170万エーカー増である。
- 第1次4カ年計画では71—72年に、1万6000エーカー

の処女地が開拓される計画であったが、実績は3万2952エーカーとなった。

- かんがい地面積は1961—62年の132万エーカーから、71—72年は220万エーカーとなった。総耕地に占める割合は11から23%に増大した。かんがい地の70%は運河より水を供給されている。155万エーカーがポンプで水を供給された。かんがい地の74%が米作地で、13.64%が多毛作地である。

1961—62年から71—72年までの10年間に、かんがい工事のために、1億9220万チャットの資本投資がなされた。

- 1970—71年より、農業機械化局所有の揚水ポンプが村落協同組合に売却された。1971—72年に、1,275台のポンプが売れ残っており、そのうち250台のみが、協同組合や農民グループに売却される。

農機具の状況は悪化している。ひとつの犁の耕作量は前年の11.04エーカーより増大した。

農業機械化局の100台のトラクターが台帖から消され、9台が農業局に移され、農業機械化局には109台しか残っていない。トラクター1台当りの稼働率は高まったが、トラクターサービスの赤字は2790万チャットに達した。1971—72年に村落協同組合は2,336台のトラクターを保有している。

- 優良種子、特に Yagyaw 2, Ngwetoe C4-63, の米作農民への配分は増加している。小麦農民へも優良品種が配給された。

●Kyunchaung と Sale の肥料工場は、1971—72年に10万7000トンの尿素と bone meal の生産を目標とした。農民の肥料使用は、前年の4万8000トンから71—72年は9万9700トンに増加した。米作地での肥料使用はエーカー当り4.25ポンドから8.57ポンドに、砂糖きび耕作では77.55ポンドから119.89ポンドに、落花生では3.05ポンドから14.45ポンドにそれぞれ増大した。

- 農民への融資額は1971—72年度に、1億7490万チャットに達した。1971年において、支給された融資の74.56%が回収された。1971—72年度、1億3310万チャットの旧融資から68万9000チャットが回収された。融資割合は、豆類でエーカー当り10チャットから15チャットに、ジュートで20から50へと増額された。新融資は落花生ではエーカー当り50チャット、ゴマで10チャットが与えられた。

村区マネジャー(これまでの農村指導員)の数は前年同様3,882人であり、1人当り受持ち地域は5,048エーカーである。

- 収穫不能面積は総耕地の8%にあたる、約100万エーカーであった。1971—72年の米作は1970—71年よりも

8万8000エーカー多く作付けられたが、収穫不能地はより多かった。落花生とゴマの作付は徐々に増大している。棉花を除き、他の作物の作付は低下した。

●米作は1971—72年度、前年より1万5000トン増大したが、目標より36万8000トン少なかった。

豆類も1万9000トン増加したが、目標を4万3000トン下回った。棉花収穫は前年並みで、目標を32.3%下回った。ジュート生産は前年を、3万6000トン、計画目標を2万4000トン(60%)上回った。落花生とゴマの生産は低下したが、砂糖きびは上昇した。

〔畜産・漁業〕

●家畜頭数は1971—72年において21万1000頭増加した。

養魚場面積は1970—71年の63エーカーより10エーカー増加した。

淡水漁区は3,336と変わらず、112隻の沿海漁船が101万3000 viss の魚をとり、5隻のトロール船が152万4000 viss の魚をとった。

国家による漁獲は1971—72年において、目標を34.3%下回った。

〔林業〕

●保護林面積は222平方マイル増加し、1971—72年度末には3万9059平方マイルとなった。

1971—72年度において、チーク林8万本が植えられた。前年は10万9800本であった。堅木材は前年の16万5150本に対し、20万9250本が植えられた。

●24万1000本のチークが切り倒され、製材所に45万9000本のチーク材が到着した。49万本の堅木材が切れ、77万4000本が製材所に到着した。

年度のはじめにおいて、森林には27万8734本のチークの木があり、45万6632本が川を流されており、13万5653本が貯蔵所に、14万2766本が製材所にあった。

チークと堅木材の切り出しは計画にもとづきなされたが、チークの場合、最大能力を20%下回った。

72年度、チーク材4万0500立方トンが輸出された(前年は4万7703)。堅木材は3万2000立方トン(前年は1万3592)、加工チークは9万2000立方トン(前年は7万5318)、加工堅木材は2万5000立方トン(前年は1547)が輸出された。

〔石油・天然ガス〕

●1970—71年は641の油井から日産平均1万7067米バレルの原油が産出したが、1971—72年は682の油井が日産平均2万0300米バレルの原油を産出した。総生産は上昇したが、Man 油田、Ayadaw および Yenangyat 油田以外の生産は低下している。

1971—72年の原油生産は計画目標たる19%増を達成し

た。

精油所の建設は1971—72年に開始された。

天然ガスに関しては、1970—71年は12本のガス井が日産平均639万3000立方フィートを産出したが、1971—72年は13本のガス井が合計1068万4900立方フィートを産出した。

石油深鉱は次のように行なわれた。

(単位 平方マイル)

年 度	1970—71	1971—72
物理深鉱	5,938	3,450
地震 "	107	2,914
重力 "	2,082	4,900
沿海地震深鉱	26,604	19,347
航空重力探鉱	17,525	—

〔その他鉱業〕

●1961—62年に比較して、1971—72年の鉱物生産は約半分であった。

1970—71年と71—72年とについて主な鉱物生産を比較すると次のようになる。

年 度	1970—71	1971—72
石 炭 (トン)	14,651	20,000
ひ す い (viss)	6,266	3,000
銀 (1,000オンス)	734	727
亜 鉛 (トン)	6,013	7,400
銅 (トン)	163	160
ニッケル (トン)	127	90
鉛 (トン)	9,002	7,759
鉛(アンチモニアル) (トン)	560	230
galena lead sulphide(トン)	1,091	900
ス ズ (トン)	475	510
タングステン (トン)	318	517
スズ・タングステン(トン)	320	382
スズ・タングステン-sheelite (トン)	574	620
アンチモニイ	637	660

石灰、黒鉛等の工業用原料の生産は、工場の需要の変動を反映して安定していない。

〔工業〕

●国有製造工場数は次の通りである。

年 度	1970—71	1971—72
食 品	129	177
衣 料	75	67
住 宅	110	111
身 回 品	21	29
家庭用品	10	11

文芸・文学	27	27
原材料	383	373
鉱物	24	19
農機具	5	5
機械器具	6	7
輸送	4	4
その他	3	3
発電	310	310
鑄造・ドック	340	343

○国家管理下、協同組合、および私有の製造工場数は次の通り。

年 度	1970—71	1971—72
食料	7,593	7,502
繊維	678	667
金属	318	306
機械器具	2,084	2,087
窯業	436	436
化学	400	392
一般建設	1,585	1,588
家内工業	1,885	1,464

○雇用労働力の大きさに従って、製造工場数は次のように分類される。

10人以下	10,835
10~50人	3,867
51~100人	395
101人以上	356

○1971—72年度の工業生産額は次のごとくである。  
(単位 100万チャット)

年 度	1970—71	1971—72
食料	3,370	3,359
衣料	700	626
住宅	380	406
身回品	166	164
家庭用品	26	22
文芸・文学	63	65
原材料	209	265
金属	384	396
農機具	15	15
機械器具	3	9
輸送	113	104
電力	29	31
一般建設	99	121

○若干の重要品目の生産状況は次の通り。

年 度	1970—71	1971—72
砂糖 (000トン)	45	60

塩 (000トン)	164	165
たばこ (100万)	1,552	1,650
糸 (000トン)	10	11
シャツ地 (100万ヤード)	294	176
ポプリン ( " )	46	50
網織物 ( " )	77	65
毛布 (100万点)	14	18
タオル ( " )	26	18
衣服 ( " )	5	4
ロンジー ( " )	203	148
ロンジー(女) ( " )	58	29
ロンジー(子供) ( " )	50	45
ガニバック ( " )	194	194
傘 (000ダース)	116	85
万年筆 (000点)	500	290
石けん (000トン)	31	31
マッチ(1200本入り千箱)	292	218
ろうそく (000トン)	9	9
レンガ・タイル(100万個)	687	801
セメント (000トン)	172	200
鉄くぎ (000トン)	4	4
石油 (百万ガロン)	476	503
ケロシン ( " )	746	747
アルミ製品(百万ポンド)	24	19
ストーブ (000点)	21	15
電球 (000点)	3,649	3,301
真空管 ( " )	312	368
乾電池 ( " )	11,873	19,280
ラジオ ( " )	36	44
自動車 (合)	1,971	1,776
自転車 ( " )	8,850	10,573
ポンプ ( " )	2,484	3,173
トラクター ( " )	657	600

○1971—72年度中に、次の工場の建設が完成した。  
人民たばこ工場 (Pakokku)  
3トン米ぬか油工場  
くず綿花計画, No.5 紡糸工場附属工場  
(Thingangyun)

肥料工場, Kyunchaung  
紡糸・織物工場, Sagaing  
ろうそく工場拡張, Syriam  
ろうそく工場  
モールメイン陶器工場拡張  
No. 2 レンガ工場拡張, Danyingon  
No. 3 " " " "  
やし果皮ロープ工場  
堅木材工場, Pyadwin  
" Taungnyo



堅木材工場 Kawlin  
 “ Paukkhaung  
 “ Tavoy  
 “ Sabyin, Arakan  
 “ Sagaing

製材工場, Ahlone  
 “ , Rangoon

●全工業生産高は目標を下回った。国営部門の生産は4.96%増加したが、私営部門は2.48%低下した。

〔電力〕

●1972年度の電力使用量は増大したが、単位当り販売額は引き下げられた。

1970—71年の消費量は3億9700万 kw/hours であったが、71—72年は約4億8000万 kw/hours となった。70—71年の単位当りコストは19.08 pyas であったが、これが18.31 pyas に低下した。販売価格も単位当り25.90 pyas から71—72年は22.00 pyas に引き下げられた。

電力を供給されている町の数は一昨年同様の335であったが、村の数は増加し、合計415となった。

1971—72年に2つの天然ガス使用発電所の建設がはじめられた。

〔建設〕

国家セクターでの建設工事高は、70—71年の3億8900万チャットから71—72年は3億9500万チャットに増加した。これには、道路、橋、公共建物が、かんがい、発電所、鉄道、空港、港、通信、鉱山、養魚場、井戸などの工事が含まれている。

ハイウェイのマイル数は70—71年の5,813から71—72年は6,018となった。また72年度に建設された県道は372マイル（前年は364）となった。

71年度は工業用、商業用、行政用、民用などの建物1,614が建てられたが、72年度は2,132が建てられた。

〔運輸〕

●運送については、70—71年に4,400万トンが運ばれ、71—72年は4500万トンが運ばれた。

鉄道は16億4600万乗客/マイル、貨物5億5000万トン/マイルを71—72年に運んだ。

内陸水運は2億3800万乗客/マイル、4億3500万貨物トン/マイルを選び、外航水運は乗客2万8000人、貨物90万3000トンを選んだ。

国内航空は8700万乗客/マイルと165万7000貨物トン/マイルを選んだ。国際航空は2万9548乗客/マイル、45万8000貨物/マイルを選んだ。

機関車数は14両増加し432両となり、貨物車両は39両増で9,403両、客車は38両増で1,304両となった。

●民間航空機数は17機と変わらなかった。

〔通信〕

●郵便局数は2つ増えて1,092、電報局は2つ増えて283、電話局は1つ増えて129となった。

雨量観測所は132カ所増で832、気象観測所は13増えて65、水理観測所は10カ所増で77となった。4つの気象地図ステーションが新設された。

〔通商〕

●国内取引高は70—71年の推定89億3800万チャットから71—72年は推定91億2500万チャットとなった。

この増加のうち、輸入の増加分は70—71年の8億3300万チャットより1億0400万チャットだけ増加した。

国家による内外からの再販売のための買付け総額は5億3500万チャット（70—71年は6億6100万チャット）であった。

農産物の買付総量は次の通り。（単位 1,000トン）

年 度	1970—71	1971—72
米（もみ米）	2,957	2,259
小 麦	19	15
とうもろこし	14	14
砂糖きび	587	830
L/S 綿花	22	20
Mahlaing 5/6 綿花	5	4
Wagyi	4	5
Wagale	2	2
ジュート	28	55
バージニアたばこ	13	18
ゴ ム	11	9

●国家による販売額は70—71年より1億1200万チャット増加し71—72年は29億3600万チャットとなった。内訳は次の通り。（単位 100万チャット）

	1970—71	1971—72
食 料	2,112	2,103
原 材 料	455	523
資 本 財	256	310

●輸入は1970—71年が8億3300万チャット、1971—72年の最初の6カ月間で3億6200万チャットであった。

輸出は1970—71年が5億9100万チャット、1971—72年の最初の6カ月間で3億2000万チャットであった。

貿易収支は1970—71年が2億4200万チャットの赤字、1971—72年の6カ月間で4200万チャットの赤字である。

交易条件は更に悪化し、1963—64年価格で計算すれば、70—71年の輸出価格は89.8%、71—72年は83.7%であり、輸入価格は71年が120.1%、72年が139%となっている。

●宝石類の販売は71年が1237万チャット、72年が1187万チャットであった。

○観光客収入は71年が615万6000チャット、72年度の最初の6カ月間で489万4000チャットであった。

#### 〔協同組合〕

○1970—71年には2億1910万チャットの流動資本をもつ1万5918の協同組合があったが、1971—72年には3億5910万チャットの資本をもつ1万6833の協同組合があった。

生産者協同組合数も増加し、71年の105組合、流動資本1841万5000チャットが、72年は331組合、5524万5000チャットになった。これらには、織物、ラッカー細工などが含まれている。

漁業協同組合数は前年と同じ4であった。これは漁業が村落協同組合により行なわれるようになったためである。

村落協同組合数は1万2554で前年並みであった。

食肉供給協同組合の結成は71年にはじまり、72年4月までに56カ郡で84組合ができた。

信用協同組合は71年度資本金3470万チャットをもつ925組合があったが、72年は4860万チャット、1,280組合となった。

野菜協同組合は前年並みの67、輸送協同組合も5で、前年並みであった。

#### 〔価格〕

○農産品価格は1969年以降下落した。豆類価格は下落をつづけたが、唐がらし、玉ねぎ、ポテトは71年に上昇した。食用油価格も着実に上昇している。

魚、えびの価格は、生物も乾物も全国的に値上りした。

#### 〔政府財政〕

○1971—72年度の政府予算赤字は3億2740万チャット、70—71年は3億0290万、69—70年は2億2150万のそれぞれ赤字であった。

政府収入は、国営通商機関からの所得税支払いが減少しているために、69—70年以来減少している。

政府保有の原材料、完成品の在庫は、1970—71年の22億8000万チャットから、72年度は8000万チャットしか減少しなかった。

政府雇用人員の数は、1967—68年の68万0355人から71—72年は85万4945人となった。

○流通通貨量は70—71年の20億9320万チャットから71—72年には23億8920万チャットとなった。

○銀行と郵便局における人民の貯蓄は70—71年の3億4000万チャットから3億3800万チャットに減少した。

人民からの政府の借入れは29億3180万チャットから33億9810万チャットに増大した。

政府の外国への負債は71年の8億9080万チャットから72年は、11億0900万チャットに増加した。外国への利子

支払いは、71年が2億2820万チャット、72年は2億6490万チャットとなった。

1971—72年にはまた、外国銀行からの短期借款1億9800万チャットが取り入れられた。1972年6月末までに、外貨9億9040万チャットが受け取られ、8億3940万チャットが支出された。1972年6月末現在の外貨保有は、3億7200万チャットで、うち8350万チャットが金である。

#### 〔教育・福祉〕

○学生数は1970—71年の401万9696人から71—72年は440万2247人に増大した。

学校数は671ふえて1万8618校、教員数は5,377人増えて9万0492人となった。

教育支出は3300万チャット増えて、3億3900万チャットとなった。

○保健サービスでは、病院数が378から385に、医師が2,640人から2,945人に、看護婦、助産婦がそれぞれ、3,119人から3,299人、4,922人から5,208人に増加した。

農村保健サービスは次のように増加した。

	1970—71	1971—72
セ ン タ ー	932	970
A H O	897	930
L H V	621	648
助 産 婦	3,946	4,307
種 痘 者	831	839

保健への支出は1970—71年の1億1880万チャットから71—72年は1億3440万チャットに増加した。

○1970—71年度、43の職業安定所が4万9562人に職を与え、71—72年には53の職安が3万6032人に職を与えた。

○社会保障については、70—71年に20万6000人の労働者が、71—72年には23万2000人が適用を受けた。

#### 〔1972—73年度予算〕

○73年度予算は、第1次4カ年計画第2年度の目標達成を可能とすることに力点を置いてつくられた。

外貨収入は国内生産増大のために使用される。社会福祉計画は資金の許す限り従来通りのペースでつづけられる。資本投資は国内生産増大を目指して配分されている。

ビルマ国立銀行は、国家経済事業に役立つ協同組合と私企業に融資する。

各省は前年までのように割当てられた支出に責任をもつのみならず、収入にも責任をもつようになった。局・公社はコスト・利潤ベースでそれぞれの予算を運営する。

管区と郡区レベルの組織も、予算コントロールの義務を与えられた。

政府機関は銀行勘定をもつことになる。これにより予算のより厳重な管理ができることが期待されている。

ビルマ国立銀行は政府に決められた規則にもとづき、

融資計画を運営する。

● 4億5000万チャットの赤字の原因は次の通りである。

政府経済機関からの所得税がこの3年間に2億6000万チャット減少した。

自動車油、ケロシン、砂糖、塩、たばこ等に対する物品税は1972—73年度は72年度に比較して1000万チャット増加する。

政府経済企業は中央基金に対し、その黒字分6億9000万チャットを供給するとみられている。

政府企業、公社の通常の支出は1971—72年より約2%増加する。各省の通常の支出は19%増加する。この後者の支出増は新行政制度導入のためである。

昨年の9億6000万チャットに対し、9億9000万チャットが投資に向けられた。

外国からの借入れは3億7000万チャットが見込まれている。このうち1億4000万チャットが新工場の建設に、2億3000万チャットが原料・部品の購入にあてられる。

外国援助としてまた1億1000万チャットが見込まれており、このうち7000万チャットがビルマ・日本経済技術協力協定により日本からくる。

1972年9月現在の対外債務残高は11億3000万チャットである。今年度はこのうち利子7000万チャットとともに1億7000万チャットが返済されよう。

貿易収支では1億4000万チャットの外貨赤字がみこまれ、非貿易収支で2億2200万チャットの別の赤字が見込まれている。しかし借款と援助を考慮に入れば3000万チャットが外貨収支の黒字となる。

#### 〔補足資料〕

10月15日 ▶ラングーン発 *The Guardian* : 昨年の国内取引高は91億2470万チャットであった。前年は89億3840万チャット、10年前は59億6420万チャットであった。

昨年の取引高は輸入9億3710万チャット(C.I.F)と純国内生産81億8760万チャットからなる。前年は各々8億3280万、81億0560万であった。1961—62年は10億4360万、49億2060万であった。

昨年の総取引高のうち国家は47億0260万チャットを、残りの44億2210万チャットを協同組合と私企業が取扱った。1961—62年度では、国家が22億2120万、その他が37億4300万を取扱った。

国家分野では、商業機関が国内から12億7910万チャット、国外から2億4800万チャットを買付けた。このうち10億1070万チャットは直接取引のため、5億3460万チャットは製造・加工目的であった。

国家取引機関により製造、加工された商品の額は8億9580万チャットである。その内容は、第1商業公社6億

8980万チャット、以下第2=3470万、(4)=4350万、(5)=1億2340万、(6)=270万、(19)=120万、(20)=1050万、となっている。第1、第5公社の生産は前年を下回った。

10月19日 ▶ラングーン発 *The Guardian* : 協同組合活動。

1971—72年度の合計1万6833の協同組合による取引高は11億7490万チャットとなった。全メンバー数は571万3555人、資本金1億0500万チャット、流動資本3億5910万チャットである。前年はそれぞれ、1万5918組合、549万8251人、資本7850万チャット、流動資本2億9110万チャット、取引高8億5490万チャットであった。

生産者協同組合：昨年331の生産者協同組合が織物、ラッカー細工、靴製造などに従事した。取引高は1401万チャット。

1969—70年には18組合、1970—71年は105組合であった。

漁業協同組合：5610万人のメンバーをもつ4組合がある。資本金7万チャット、流動資本240万チャット、取引高542万5000チャットである。

村落協同組合：1970年協同組合計画によりまだ再組織されない多目的農協も含め、1万2554の村落協同組合がある。メンバーは462万3112人、資本金3130万チャット、流動資本2億1800万チャット、取引高7億1110万チャットである。1970年協同組合計画で再組織されたものは1万0749組合である。

村落協同組合と国家コロニー協同組合は昨年、6907万バスケットのもみ米(3億5353万8000チャット)を買付けた。

333の村落協同組合が434の漁区を経営し、107万5000 viss の魚(233万チャット)を捕えた。

林業生産では、22カ郡の38協同組合が、22種類の林産物148万8000チャットを生産した。

畜肉生産では、28の郡区協同組合、16の協同組合シンジケート、40の村落協同組合が肉類176万 viss を生産(7カ月分のみ)、894万チャットの取引を行なった。

サービス協同組合：272組合、12万6110人、資本金138万チャット。流動資本975万チャット、取引高4204万チャット。

信用組合：1,280組合、32万3750人。資本金4860万チャット、流動資本5660万、取引高5650万チャット。

野菜協同組合：67組合、1万2220人、資本金12万4000チャット、流動資本104万9000チャット、取引高12万3000チャット。

輸送協同組合：5組合、460人、資本金2万4000チャット、流動資本125万チャット、取引高188万8000チャット。